

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会
第Ⅰ回総務企画専門委員会



日 時：令和5年6月29日（木）午前9時30分～

場 所：高島市役所新館2階教育委員会室



目 次

○報告事項

第 1 号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会の設置
および会則の改定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第 2 号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会
総務企画専門委員会委員の変更について・・・・・・・・・・ 2

第 3 号報告

開催準備経過について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第 4 号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポの大会会期の決定について・・・・・・・・ 9

第 5 号報告

わた SHIGA 輝く国スポの競技会会期および
わた SHIGA 輝く障スポリハーサル大会日程の決定について・・・・・・・・ 10

第 6 号報告

令和 4 年度事業報告について・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第 7 号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市開催推進総合年次計画
(年度別業務一覧)の第一次改定について・・・・・・・・・・ 15

○議事

第 1 号議案

わた SHIGA 輝く国スポ高島市識別用品整備要項案・・・・・・・・ 18

第 2 号議案

わた SHIGA 輝く国スポ高島市遺失物・拾得物取扱要項案・・・・・・・・ 20

第 3 号議案

わた SHIGA 輝く国スポ高島市保険加入要項案・・・・・・・・ 30

第 4 号議案

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市協賛取扱要項案・・・・・・・・ 33

第 5 号議案

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市協賛取扱基準案・・・・・・・・ 37

第 6 号議案

わた SHIGA 輝く国スポ高島市ボランティア募集要項案・・・・・・・・ 39

第 7 号議案

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市観光接伴実施要項案・・・・・・・・ 45

第 8 号議案

わた SHIGA 輝く国スポ高島市案内所・休憩所設置要項案・・・・・・・・ 46

第 9 号議案

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市売店設置運営要項案・・・・・・・・ 48

第 10 号議案

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市歓迎装飾実施要項案・・・・・・・・ 63

○その他

- (1) 令和5年度イベント開催状況および予定について・・・64
- (2) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポリハーサル大会について・・・66
- (3) いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会視察報告について

○参考資料

参考資料1

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会会則・・・67

参考資料2

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会専門委員会規程・・・72

参考資料3

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市観光接伴基本計画・・・75

参考資料4

第79回国民スポーツ大会

県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針・・・76

参考資料5

第24回全国障害者スポーツ大会

県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針・・・86

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会の設置 および会則の改定について

1 趣旨

令和4年7月14日に開催された公益財団法人日本スポーツ協会第3回理事会において、滋賀県での国民スポーツ大会の開催が決定されたことから、国民体育大会開催基準要項第25項第1号に基づき、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会高島市準備委員会」（以下、「準備委員会」という。）を改組することで「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会」（以下、「実行委員会」という。）を設置するものであり、令和4年8月17日に開催した「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会高島市準備委員会第2回総会」において設置が承認されました。

2 実行委員会の設置の概要

(1) 名称

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会

(2) 組織

準備委員会の総会、常任委員会および各専門委員会は、実行委員会に引き継ぐ。

(3) 役員、委員等

役員、委員、顧問、参与および専門委員は、準備委員会の役員、委員、顧問、参与および専門委員を充てるものとする。

3 会則の改定等

(1) 組織名称を変更するとともに、準備委員会の会則等を改定する。

(2) これまでの準備委員会で決定した方針、計画および関係諸規程（様式は除く。）のうち、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」とあるものを「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」に読み替え、「第79回国民スポーツ大会」とあるものは「わた SHIGA 輝く項国スポ」に、「第24回全国障害者スポーツ大会」とあるものは「わた SHIGA 輝く障スポ」と、それぞれ読み替え、さらに「準備委員会」とあるものは「実行委員会」と読み替えるものとする。

【参考】国民体育大会開催基準要項（抜粋）

25 開催県実行委員会及び会場地市町実行委員会

(1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。

(2) ～ (5) 略

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会 総務企画専門委員会委員の変更について

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会会則第 13 条第 5 項において準用する、会則第 8 条第 1 項に基づき、令和 4 年 7 月 15 日から令和 5 年 6 月 29 日までの間における、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会総務企画専門委員会委員の変更について、次のとおり報告します。

【委員】 7 名

(順不同・敬称略)

所属機関・団体名・役職	新任者	前任者
高島市小学校長会 会長	地村 俊彦	藤田 善弘
高島市中学校長会 代表	土永 晶	川島 浩之
政策部（企画広報課） 次長	大森 康彦	藤森 泰男
健康福祉部障がい福祉課 課長	森田 円	古蒔 有子
商工観光部（観光振興課） 次長	藤田 英治	竹井 正人
商工観光部商工振興課 課長	戸田 由美	藤田 英治
教育総務部社会教育課 課長	竹井 正人	小川 祥枝

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会総務企画専門委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

No.	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	委員長	高島市商工会	事務局長	桂田 実
2	副委員長	社会福祉法人高島市社会福祉協議会	事務局長	日置 武司
3	委員	一般社団法人高島市スポーツ協会	副会長	井花 春美
4	委員	高島市小学校長会	会長	地村 俊彦
5	委員	高島市中学校長会	代表	土永 晶
6	委員	滋賀県立安曇川高等学校	校長	大道 敏喜雄
7	委員	高島経済会	事務局長	朽木 孝晴
8	委員	公益社団法人びわ湖高島観光協会	事務局次長	小林 雅人
9	委員	高島市スポーツ少年団	本部長	赤水 新次
10	委員	スペシャルオリンピックス日本・ 滋賀高島支部	理事	橋本 浩明
11	委員	高島市保育協議会	会長	地村 順子
12	委員	高島市青少年育成市民会議	会長	杉嶋 郁夫
13	委員	高島市老人クラブ連合会	マキノ支部理事	杉本 勤
14	委員	高島市PTA連絡協議会	事務局	志村 亜由美
15	委員	政策部（企画広報課）	次長	大森 康彦
16	委員	健康福祉部障がい福祉課	課長	森田 円
17	委員	商工観光部（観光振興課）	次長	藤田 英治
18	委員	商工観光部商工振興課	課長	戸田 由美
19	委員	教育総務部社会教育課	課長	竹井 正人
20	委員	教育指導部学校教育課	課長	岡部 陽造

第3号報告

開催準備経過について

年度	年月日	主体	経過概要
H24	平成25年 2月14日	県	県知事が県議会(平成25年2月定例会)の提案説明において、第79回国民体育大会を招致したい旨を表明
	平成25年 3月22日	県	県議会(平成25年2月定例会)において、「第79回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
H25	平成25年 4月11日	県	滋賀県、滋賀県教育委員会および公益財団法人滋賀県体育協会会長から、文部科学大臣および公益財団法人日本体育協会会長に対し、「第79回国民体育大会開催要望書」を提出
	平成25年 7月24日	国	公益財団法人日本体育協会の理事会において、開催申請書提出順序の了解(開催内々定)
	平成25年10月31日	県	第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会設立総会・第1回総会および第1回常任委員会の開催
H26	平成26年 5月26日	県	第1回国体開催準備市町担当者連絡会開催 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会第2回常任委員会および第2回総会開催(主会場を彦根総合運動場に決定)
	平成26年11月20日	県	第2回国体開催準備市町担当者連絡会開催
H27	平成27年 4月24日	県	第3回国体開催準備市町担当者連絡会開催
	平成27年 8月31日	県	第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会第3回常任委員会および第3回総会開催
	平成27年 9月28日	市	「紀の国わかやま国体」【和歌山市】視察
	平成27年12月25日	県	第4回国体開催準備市町担当者連絡会開催
H28	平成28年 8月 3日	県	<u>第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第4回常任委員会および第4回総会開催会場地市町第二次内定【ソフトボール(成年女子)】</u>
	平成28年12月21日	県	第5回国体開催準備市町担当者連絡会開催
	平成29年 3月17日	県	第6回国体開催準備市町担当者連絡会開催
H29	平成29年 6月13日	県	第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第7回広報・県民運動専門委員会において、両大会のマスコットキャラクター「キャッフィー・チャッフィー」が決定
	平成29年 7月11日	県	第7回国体開催準備市町担当者連絡会開催
	平成29年 7月31日	県	<u>第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第5回常任委員会および第5回総会開催会場地市町第三次内定【銃剣道・高等学校野球(軟式)】</u>
	平成30年 1月22日	県	第8回国体開催準備市町担当者連絡会開催
	平成30年 3月19日	県	第9回国体開催準備市町担当者連絡会開催
H30	平成30年 5月21日	県	<u>第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第6回常任委員会および第6回総会開催会場地市町第四次内定【ウエイトリフティング】</u>
	平成30年 6月14日	国	公益財団法人日本スポーツ協会平成30年度第1回国民体育大会委員会において、大会名称は「国民スポーツ大会」、略称は「国スポ(こくすぽ)」とすることを承認
	平成30年 6月29日	県	第10回国体開催準備市町担当者連絡会開催

年度	年月日	主体	経過概要
H30	平成30年 8月20日	市	中央競技団体正規視察【銃剣道】実施
	平成30年 9月27日	県	第11回国体開催準備市町担当者連絡会開催
	平成30年10月 2日	市	「福井しあわせ元気国体」【福井市・永平寺町】視察
	平成30年10月 5日	市	「福井しあわせ元気国体」【小浜市】視察
	平成30年11月 7日	市	中央競技団体正規視察【ソフトボール(成年女子)】実施
	平成30年11月19日	市	中央競技団体正規視察【高等学校野球(軟式)】実施
	平成30年11月30日	県	第12回国体開催準備市町担当者連絡会開催
	平成30年12月18日 ～19日	市	「福井しあわせ元気国体」ウェイトリフティング競技会に係る事業概要説明会【小浜市】出席
	平成31年 1月17日 ～18日	市	「福井しあわせ元気国体」ソフトボール競技会(成年男子)に係る事業概要説明会【越前市】出席
	平成31年 1月31日	市	中央競技団体正規視察【ウェイトリフティング】実施
	平成31年 2月12日	県	第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第13回広報・県民運動専門委員会において、両大会の愛称「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」およびスローガン「湖国の感動 未来へつなぐ」が決定が決定
R1	令和 元年 5月 9日	県	第13回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
	令和 元年 5月17日	県	第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第7回常任委員会および第7回総会開催障スポ会場地市町第一次内定【ソフトボール】
	令和 元年 6月 3日	県	県知事、県教育委員会教育長および公益財団法人滋賀県体育協会会長から、公益財団法人日本スポーツ協会会長および文部科学大臣に対し、「第79回国民体育大会開催申請書」を提出
	令和 元年 6月 6日	県	第14回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
	令和 元年 7月17日	国	公益財団法人日本スポーツ協会第3回理事会において、第79回国民スポーツ大会の開催地を滋賀県に内定
	令和 元年 9月 2日	県	国スポ競技別連絡調整会議【高等学校野球】
	令和 元年 9月 6日	県	第15回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
	令和 元年 9月19日	県	国スポ競技別連絡調整会議【ソフトボール】
	令和 元年11月12日	県	国スポ競技別連絡調整会議【ウェイトリフティング】
	令和 元年11月13日	県	国スポ競技別連絡調整会議【銃剣道】
	令和 元年11月22日	県	第16回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
	令和 元年12月18日	県	国スポ競技別連絡調整会議【高等学校野球(軟式)】
R2	令和 2年 4月 1日	市	市教育委員会事務局市民スポーツ課内に国民スポーツ大会開催準備室を設置(専任1名、兼務1名)
	令和 2年 5月14日	県	第17回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会書面開催
	令和 2年 6月 1日	県	第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第8回常任委員会および第8回総会書面開催
	令和 2年 6月17日	県	第18回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催

年度	年月日	主体	経過概要
R2	令和 2 年 7 月 1 日	県	<u>ソフトボール(成年女子)開催予定施設内定変更【今津総合運動公園第1グラウンド追加】</u> <u>デモンストラレーションスポーツ実施競技内定【里湖で地域を結ぶウォーキング】</u>
	令和 2 年 6 月 1 9 日	国	公益財団法人日本スポーツ協会より、今年、鹿児島県にて開催予定の第75回国民体育大会・第20回全国障害者スポーツ大会の延期を発表
	平成 2 年 9 月 4 日	県	第19回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
	平成 2 年 9 月 2 4 日	県	国スポ競技別連絡調整会議【銃剣道】
	令和 2 年 1 0 月 8 日	国	公益財団法人日本スポーツ協会臨時理事会において、令和7年開催の第79回国民スポーツ大会の開催地として滋賀県に内定
	令和 2 年 1 0 月 2 0 日	県	障スポ競技別連絡調整会議【ソフトボール・グラウンドソフトボール・フットベースボール】 国スポ競技別連絡調整会議【ソフトボール】
	令和 2 年 1 1 月 1 2 日	県	国スポ競技別連絡調整会議【ウエイトリフティング】
	令和 2 年 1 1 月 2 0 日	県	第20回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
	令和 2 年 1 2 月 4 日	県	国スポ競技別連絡調整会議【高等学校野球】
	令和 3 年 1 月 2 7 日	県	第21回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
R3	令和 3 年 3 月 2 2 日	県	<u>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会</u> <u>滋賀県開催準備委員会第9回常任委員会開催</u> <u>障スポ開催予定施設内定変更【今津総合運動公園第1グラウンド追加】</u>
	令和 3 年 4 月 1 日	市	市教育委員会事務局内に国スポ・障スポ大会推進課を設置(専任2名、兼務1名)
	令和 3 年 4 月 3 0 日	県	第22回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
	令和 3 年 5 月 2 8 日	市	<u>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会</u> <u>高島市準備委員会設立発起人会開催</u>
	令和 3 年 6 月 1 8 日	県	第23回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
	令和 3 年 8 月 3 日	県	第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会第10回常任委員会および第9回総会開催
	令和 3 年 8 月 2 6 日	国	公益財団法人日本スポーツ協会より、今年、三重県にて開催予定の第76回国民体育大会・第21回全国障害者スポーツ大会の中止を発表
	令和 3 年 9 月 1 3 日	県	第24回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
	令和 3 年 1 0 月 2 8 日	県	国スポ競技別連絡調整会議【ソフトボール】
	令和 3 年 1 1 月 5 日	県	国スポ競技別連絡調整会議【高等学校野球】
	令和 3 年 1 1 月 1 1 日	市	<u>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会</u> <u>高島市準備委員会設立総会・第1回総会開催</u>
	令和 3 年 1 1 月 1 8 日	市	「いちご一会とちぎ国体」【小山市】視察
	令和 3 年 1 1 月 1 9 日 ～ 2 1 日	市	全日本総合女子ソフトボール選手権大会【栃木県大田原市】視察
	令和 3 年 1 1 月 2 2 日	市	「いちご一会とちぎ国体」【壬生町】視察
	令和 3 年 1 1 月 2 3 日	市	全日本・全日本女子ウエイトリフティング選手権大会【新潟県津南町】視察

年度	年月日	主体	経過概要
R3	令和 3 年 12 月 17 日	市	「三重とこわか国体」【熊野市】視察
	令和 4 年 1 月 27 日	県	第 25 回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
	令和 4 年 2 月 15 日	市	<u>第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 高島市準備委員会第 1 回常任委員会開催（書面開催）</u>
	令和 4 年 3 月 17 日	県	障スポ競技別連絡調整会議【ソフトボール・グラウンドソフト ボール・フットベースボール】
R4	令和 4 年 4 月 19 日	県	第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会第 11 回常任委員会書面開催
	令和 4 年 4 月 27 日	県	第 26 回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
	令和 4 年 5 月 7 日	市	「いちご一会とちぎ国体デモンストラレーションスポーツ」【那 須烏山市（ウォーキング）】視察
	令和 4 年 5 月 21 日 ～ 22 日	市	「いちご一会とちぎ大会リハーサル大会」【大田原市（ソフト ボール）】視察
	令和 4 年 6 月 19 日	市	「いちご一会とちぎ国体リハーサル大会」【壬生町（銃剣 道）】視察
	令和 4 年 6 月 29 日	県	第 27 回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
	令和 4 年 7 月 14 日	国	公益財団法人日本スポーツ協会の理事会において、本県が第 7 9 回国民スポーツ大会の開催地として正式決定し、併せて会期 が決定 会期：令和 7 年 9 月 28 日（日）～ 10 月 8 日（水）11 日間 第 24 回全国障害者スポーツ大会の開催地として正式決定
	令和 4 年 7 月 14 日	市	<u>第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 高島市準備委員会第 1 回総務企画専門委員会開催</u> <u>第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 高島市準備委員会第 1 回宿泊衛生専門委員会開催</u>
	令和 4 年 7 月 15 日	市	<u>第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 高島市準備委員会第 1 回競技式典専門委員会開催</u> <u>第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 高島市準備委員会第 1 回輸送交通専門委員会開催</u>
	令和 4 年 7 月 18 日	市	「いちご一会とちぎ国体・大会炬火イベント」【那須塩原市】 視察
	令和 4 年 8 月 7 日	県	第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会第 12 回常任委員会および第 10 回総会 ならびに滋賀県実行委員会第 1 回総会開催
	令和 4 年 8 月 17 日	市	<u>第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 高島市準備委員会第 2 回常任委員会および第 2 回総会ならびに 高島市実行委員会第 1 回総会開催</u>
	令和 4 年 9 月 9 日	国	第 24 回全国障害者スポーツ大会の会期が決定 会期：令和 7 年 10 月 25 日（土）～ 27 日（月）3 日間
	令和 4 年 9 月 21 日	県	第 28 回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
	令和 4 年 10 月 1 日 ～ 11 日	市	「いちご一会とちぎ国体」【宇都宮市・小山市・大田原市・壬 生町】視察
	令和 4 年 10 月 20 日	市	国スポ競技別連絡調整会議【銃剣道】
	令和 4 年 10 月 24 日	市	国スポ競技別連絡調整会議【ウエイトリフティング】
	令和 4 年 10 月 29 日 ～ 30 日	市	「いちご一会とちぎ大会」【大田原市（ソフトボール）】視察

年度	年月日	主体	経過概要
R4	令和 4 年 11 月 18 日	市	国スポ競技別連絡調整会議【ソフトボール】
	令和 4 年 11 月 24 日	県	第 29 回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
	令和 4 年 12 月 15 日 ～ 16 日	市	「いちご一会とちぎ国体」ソフトボール競技会に係る事業概要説明会【大田原市】出席
	令和 4 年 12 月 20 日 ～ 21 日	市	「いちご一会とちぎ国体」ウエイトリフティング競技会に係る事業概要説明会【小山市】出席
	令和 4 年 12 月 22 日 ～ 23 日	市	「いちご一会とちぎ国体」高等学校野球（軟式）競技会に係る事業概要説明会【宇都宮市】出席
	令和 4 年 12 月 27 日	市	国スポ競技別連絡調整会議【高等学校野球】
	令和 5 年 1 月 25 日	県	第 30 回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
	令和 5 年 1 月 26 日 ～ 27 日	市	「いちご一会とちぎ国体」銃剣道競技会に係る事業概要説明会【壬生町】出席
R5	令和 5 年 4 月 25 日	県	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会第 1 回常任委員会開催（書面開催）
	令和 5 年 4 月 27 日	県	第 31 回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
	令和 5 年 6 月 20 日	県	第 32 回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
	令和 5 年 6 月 22 日	市	<u>わたSHIGA輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会第 1 回輸送交通専門委員会開催</u>
	令和 5 年 6 月 29 日	市	<u>わたSHIGA輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会第 1 回総務企画専門委員会開催</u> <u>わたSHIGA輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会第 1 回宿泊衛生専門委員会開催</u>
	令和 5 年 6 月 30 日	市	<u>わたSHIGA輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会第 1 回競技式典専門委員会開催</u>

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポの大会会期の決定について

1 わた SHIGA 輝く国スポ

令和4年7月14日（木）、公益財団法人日本スポーツ協会第3回理事会において、わた SHIGA 輝く国スポの大会会期が決定されたことから、次のとおり報告します。

会期：令和7年（2025年）9月28日（日）から10月8日（水）までの11日間

2 わた SHIGA 輝く障スポ

令和4年9月9日（金）、公益財団法人日本パラスポーツ協会および文部科学省において、わた SHIGA 輝く障スポの大会会期が決定されたことから、次のとおり報告します。

会期：令和7年（2025年）10月25日（土）から10月27日（月）までの3日間

第5号報告

わた SHIGA 輝く国スポの競技会会期およびわた SHIGA 輝く障スポリハーサル大会日程の決定について

令和4年12月9日開催の公益財団法人日本スポーツ協会第3回国民体育大会委員会において、わた SHIGA 輝く国スポの競技会会期が決定されたことから、次のとおり報告します。

また、令和5年1月26日開催のわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会第12回全国障害者スポーツ大会専門委員会において、わた SHIGA 輝く障スポリハーサル大会日程が決定されたので、併せて報告します。

1 会期前 実施競技

【令和7年（2025年）9月6日（土）～9月15日（月）までの10日間】

2 本会期 実施競技

【令和7年（2025年）9月28日（日）～10月8日（水）までの11日間】

【国民スポーツ大会】

競技名	種別	開催日程	競技会場	開催形式
ウェイトリフティング	成年男子 少年男子 女子	10月3日（金）～ 10月7日（火）	滋賀県立安曇川高等学校体育館	単独開催
ソフトボール	成年女子	9月29日（月）～ 10月1日（水）	高島市今津総合運動公園第1グラウンド・第2グラウンド	共同開催 （東近江市（成年男子）、草津市（少年男子）、守山市（少年女子））
銃剣道	成年男子 少年男子	10月4日（土）～ 10月6日（月）	新旭体育館	単独開催
〔特別競技〕 高等学校野球（軟式）	-	9月29日（月）・ 30日（火）	高島市今津総合運動公園今津スタジアム	共同開催 （甲賀市）

【デモンストレーションスポーツ】

競技名	開催日程	競技会場	開催形式
里湖で地域を結ぶ ウォーキング	未定	高島市内	単独開催

【全国障害者スポーツ大会】

競技名	障害区分	開催日程	競技会場	開催形式
ソフトボール	知的 障がい	未定	高島市今津総合運動公園 第 1 グラウンド・第 2 グラウンド	単独開催

3 わた SHIGA 輝く障スポリハーサル大会日程

【令和 7 年（2025 年）5 月 24 日（土）から 5 月 25 日（日）までの 2 日間】

※わた SHIGA 輝く障スポの競技別会期は、令和 5 年度末までに決定する予定です。

令和4年度事業報告について

1 会議等の開催

会議名	開催日
市準備委員会 第1回総務企画専門委員会	令和4年7月14日(木)
市準備委員会 第1回宿泊衛生専門委員会	令和4年7月14日(木)
市準備委員会 第1回競技式典専門委員会	令和4年7月15日(金)
市準備委員会 第1回輸送交通専門委員会	令和4年7月15日(金)
市準備委員会 第2回常任委員会	令和4年8月17日(水)
市準備委員会 第2回総会	令和4年8月17日(水)
市実行委員会 第1回総会	令和4年8月17日(水)

2 開催準備業務の推進

(1) 県調査に対する回答書の作成

競技団体等と連絡調整のもと滋賀県実行委員会が行う各種調査への回答作成

調査項目	調査期間
競技別会期調査(最終)	4月27日(水)～5月27日(金)
競技団体本部宿舍予備調査	4月27日(水)～6月13日(月)
自衛隊協力要請基本方針案策定	6月27日(月)～9月30日(金)
練習会場調査(最終)	6月27日(月)～10月31日(月)
配宿方式意向調査	6月29日(水)～7月29日(金)
転用施設調査	6月29日(水)～7月29日(金)
国スポ民泊意向調査	6月29日(水)～7月29日(金)
リハーサル大会運営経費調査(第2次)	6月29日(水)～11月4日(金)
競技用具整備計画調査(第3次)	6月29日(水)～11月18日(金)
競技補助員・競技会補助員必要数および協力 依頼先調査	8月5日(金)～10月31日(月)
障スポ競技役員等編成調査(第1次)	9月1日(木)～11月15日(火)

3 広報啓発の推進

(1) イベント等における啓発活動実績

イベント名	開催場所	開催日
市内商業施設における啓発 活動	平和堂今津店	令和4年6月11日(土)
たかしま子どもフェスティ バルへの啓発ブース出店	ガリバーホールおよび高島 公民館	令和4年10月16日(日)
たかしまスポーツフェステ ィバルの開催	今津総合運動公園サンルー フ今津	令和4年11月13日(日)

イベント名	開催場所	開催日
国スポ・障スポ開催 1000 日前イベントの開催	平和堂今津店	令和 5 年 1 月 9 日（月祝）

(2) 大会啓発グッズ等の作製

次の啓発グッズを作製し、イベント等での広報・啓発活動に活用

物品名称	作製数
ポケットティッシュ	500 個
クリアファイル	600 枚
携帯用消毒ハンドジェル	300 個

(3) 工作物の設置による広報

種類	内容	設置場所
懸垂幕	国スポ・障スポ各会期の周知啓発	市役所本館西出入口付近
横断幕	ウエイトリフティング競技会場・会期の周知啓発	滋賀県立安曇川高等学校
横断幕	銃剣道競技会場・会期の周知啓発	新旭体育館
看板	ソフトボール（国スポ・障スポ）競技会場・会期の周知啓発	今津総合運動公園
看板	高等学校野球（軟式）競技会場・会期の周知啓発	今津スタジアム

(4) 広報媒体による情報発信

- ・市実行委員会公式ツイッターおよびインスタグラムによる国スポ・障スポに関する情報発信（令和 4 年 8 月 17 日運用開始）
- ・たかしまわた SHIGA 輝く国スポ・障スポニュース第 3 号を発行（発行日：令和 5 年 1 月 30 日）
- ・市役所ホームページリニューアルにあわせて国スポ・障スポサイトのデザインを一新し、市内開催各競技の紹介ページ等を新規公開
- ・市広報誌「広報たかしま」における記事掲載

掲載号	掲載内容（タイトル）
令和 4 年 8 月号	国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会「カレンダーイラストコンクール」
令和 4 年 10 月号	国スポ・障スポの滋賀県での開催が正式決定！
令和 5 年 1 月号	子どもたちがスポーツをするきっかけづくりにスポーツ関係のフェスティバルを開催しました！
令和 5 年 2 月号	わたSHIGA輝く国スポの競技会会期決定！
令和 5 年 3 月号	滋賀県での国スポ・障スポの開催に向けて国スポ・障スポ開催 1000 日前イベントを開催しました！

4 関係機関および競技団体との連絡調整

(1) 滋賀県実行委員会との連絡調整

会議名	開催日
第26回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会	4月27日(水)
第27回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会	6月29日(水)
第28回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会	9月21日(水)
第29回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会	11月24日(木)
第30回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会	1月25日(水)

(2) 競技共催市および競技団体との連絡調整

会議名	開催日
競技別連絡調整会議(銃剣道競技)	10月20日(木)
競技別連絡調整会議(ウエイトリフティング競技)	10月24日(月)
競技別連絡調整会議(ソフトボール競技)	11月18日(金)
競技別連絡調整会議(高等学校野球競技)	12月27日(火)

5 先催市町視察

競技・種目等	視察先	調査日	視察内容
デモンストレーションスポーツ視察(ウォーキング)	那須烏山市	5月7日(土)	競技等運営状況、施設整備状況、式典開催状況、歓迎装飾、花いっぱい運動、おもてなし、医療救護、環境美化、計画輸送、消防警備防災 等
障スポリハ大会視察(ソフトボール)	大田原市	5月21日(土)・22日(日)	
銃剣道リハ大会視察	壬生町	6月19日(日)	
炬火イベント視察	那須塩原市	7月18日(月祝)	
国体視察	宇都宮市・小山市・大田原市・壬生町	10月1日(土)~11日(火)	
障スポ視察(ソフトボール)	大田原市	10月29日(土)・30日(日)	
国体事業概要説明会	大田原市	12月15日(木)・16日(金)	国体開催自治体による事業概要の説明会
国体事業概要説明会	小山市	12月20日(火)・21日(水)	
国体事業概要説明会	宇都宮市	12月22日(木)・23日(金)	
国体事業概要説明会	壬生町	1月26日(木)・27日(金)	

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市開催推進総合年次計画 (年度別業務一覧)の第一次改定について

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市開催推進総合年次計画を別紙のとおり改定したことを報告します。

(改定内容)

【総務企画関係】

- 1 「大会運営ガイドライン」は、各基本計画に基づく具体的な方針等を示すものであり、各基本計画および各要項の内容を改めて取りまとめるといったものであり、各個別の要項等によりその内容を把握することが可能であるため、策定不要であると判断し策定を取りやめるものとする。
- 2 「協賛取扱要項」については、当初令和4年(2022年)度に策定することとしていたが、滋賀県実行委員会が企業協賛推進要綱を決定したのが令和4年8月であったため、県要綱に基づいて市実行委員会の協賛取扱要項に関する内容を検討したことから、令和5年度に策定するものとする。

【輸送交通関係】

- 1 「輸送交通実施要項」から「輸送交通業務実施要項」へ改称するものとする。
- 2 「警備消防防災実施要項」から「警備消防防災業務実施要項」へ改称するものとする。

(別表) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 高島市開催推進総合年次計画 (年度別業務一覧)

第一次改定

第1回専門委員会審議事

第2回以降審議予定事項

年度	令和3年度(2021年度) (4年前)	令和4年度(2022年度) (3年前)	令和5年度(2023年度) (2年前)	令和6年度(2024年度) (1年前)	令和7年度(2025年度) (開催年)
主要行事		日スポ協・文科省 総合視察 開催・会期決定		国スポリハーサル大会 開催 中央競技団体 最終視察	障スポリハーサル大会 開催
準備組織	準備委員会設立発起人会 開催 準備委員会設立総会・ 第1回総会開催 常任委員会開催	第1回実行委員会総会 開催(改組) 総務企画専門委員会開催 競技式典専門委員会開催 宿泊衛生専門委員会開催 輸送交通専門委員会開催 庁内推進本部設置	実施本部設置		
総務企画関係	総務企画	開催準備総合計画 進行管理	識別用品整備要項 遺失物・拾得物 取扱要項 保険加入要項 大会運営ガイドライン	リハーサル大会 識別用品整備 リハーサル大会 遺失物・拾得物取扱 リハーサル大会 保険加入 リハーサル大会 実施本部マニュアル	本大会識別用品整備 本大会 遺失物・拾得物取扱 本大会保険加入 本大会 実施本部マニュアル
		財務	協賛取扱要項 協賛取扱要項	協賛の推進	
		広報	広報基本計画 広報啓発活動推進 大会報告書編成方針検討	大会報告書編成方針	大会報告書作成
		市民協働	市民協働基本計画 市民協働推進 ボランティア募集要項 リハーサル大会 ボランティア業務計画 炬火イベント実施計画	本大会ボランティア 業務計画 ボランティア募集・研修 リハーサル大会 ボランティア配置 炬火イベント実施要項	本大会ボランティア配置 炬火イベント実施
	観光接伴	観光接伴基本計画	観光接伴実施要項 案内所・休憩所設置要項 売店設置要項 歓迎装飾実施要項	ガイドブック等 作成・配布 リハーサル大会 案内所・休憩所設置 リハーサル大会売店設置 リハーサル大会歓迎装飾	本大会 案内所・休憩所設置 本大会売店設置 本大会歓迎装飾

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ開催 総会(解散総会)開催

(別表) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 高島市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）

年度	令和3年度（2021年度） （4年前）	令和4年度（2022年度） （3年前）	令和5年度（2023年度） （2年前）	令和6年度（2024年度） （1年前）	令和7年度（2025年度） （開催年）
競技式典関係	競技	競技運営基本計画	競技別実施計画 競技日程・組合せ表 競技用具整備計画・整備 競技役員等編成案 競技会係員・補助員編成計画 リハーサル大会実施要項 デモンストレーションスポーツ実施要項検討	競技別実施要項 競技用具整備 競技役員等編成 競技会係員・補助員編成・養成 国スポリハーサル大会開催 デモンストレーションスポーツ実施要項	競技別プログラム作成 組合せ抽選会 競技役員等委嘱 競技会係員・補助員委嘱 デモンストレーションスポーツ開催
	式典	式典基本計画		式典実施要項	各競技会 開始式・表彰式実施
	施設	施設整備基本計画	リハーサル大会 会場設営仕様書作成	リハーサル大会会場設営 本大会会場設営 仕様書作成	本大会会場設営
宿泊衛生関係	宿泊	宿泊基本計画	リハーサル大会 宿泊実施要項 弁当調達要項	本大会宿泊実施要項 リハーサル大会 弁当調達実施	本大会宿泊本部設置 本大会弁当調達実施
	医事衛生	医事衛生基本計画 要領については、 第2回以降にお諮りする 予定です。	医療救護要項・要領 リハーサル大会 救護所設置計画 感染症(防疫)対策 要項・要領 食品衛生対策要項・要領 環境衛生対策要項・要領	本大会救護所設置計画 リハーサル大会 救護所設置	本大会救護所設置 本大会医療衛生本部設置
輸送交通関係	輸送交通	輸送交通基本計画	輸送交通業務実施要項 リハーサル大会輸送計画	本大会輸送計画 リハーサル大会輸送実施	本大会輸送本部設置
	警備消防	警備消防防災基本計画	警備消防防災業務実施要項 リハーサル大会 警備消防防災計画	本大会 警備消防防災計画 リハーサル大会 警備消防本部設置	本大会 警備消防本部設置

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ開催
総会（解散総会）開催

わた SHIGA 輝く国スポ高島市識別用品整備要項案

Ⅰ 趣旨

この要項は、第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」（以下「大会」という。）および競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）において、本市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、競技役員等の識別用品について、必要な事項を定める。

Ⅱ 整備品目

識別用品として整備する品目は、簡素・効率化を考慮して、原則として次のとおりとする。

(1) リハーサル大会

- ア IDカード（カードケースを含む。以下同じ。）
- イ 服飾品（帽子をいう。）
- ウ その他リハーサル大会の運営上必要が生じた識別用品

(2) 大会

- ア IDカード
- イ 服飾品（帽子およびベスト等をいう。）
- ウ その他大会の運営上必要が生じた識別用品

Ⅲ 配布対象者

識別用品の配布対象者は、次のとおりとする。ただし、配布対象者によっては、簡素・効率化を考慮して、識別用品の一部のみ配布とすることができるものとする。

- (1) 大会役員
- (2) 競技会役員
- (3) 競技役員
- (4) 競技補助員
- (5) 競技会係員
- (6) 競技会補助員
- (7) 選手、監督
- (8) 視察員、報道員
- (9) 大会関係者
- (10) その他わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が必要と認める者

Ⅳ 識別用品の着用

配布対象者は、原則として実行委員会が準備する識別用品を着用することとする。

5 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則として実行委員会が指定するものとし、大会およびリハーサル大会に従事する役員、係員等の識別を図ることができるものとする。

ただし、競技団体および共催市等が整備する識別用品については、この限りではない。

6 競技団体による整備

競技役員および競技補助員に配布する識別用品については、競技団体が代替品目の整備を希望し、整備品目およびデザインについて、実行委員会が競技運営等により必要と認めた場合は、その整備に要する費用を負担することができる。

なお、競技団体が整備する場合の負担金の単価は、実行委員会が同様の識別用品の整備に要する1人あたりの額を上限とする。

7 他市実行委員会との協議による整備

他市実行委員会と共催で実施する競技に係る識別用品については、当該市実行委員会と協議のうえ、定める。

8 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は、令和5年 月 日から施行する。

わた SHIGA 輝く 国スポ高島市遺失物・拾得物取扱要項案

1 趣旨

この要項は、遺失物法（平成18年法律第73号）に基づき、第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く 国スポ」において、わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポ高島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が管理する競技会場、練習会場、駐車場等において、遺失物または拾得物の届出があった場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 取扱いおよび保管

- (1) 遺失物または拾得物の届出に係る取扱いは、わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポ高島市実施本部が各競技会場に設置する受付案内所で実施し、受付案内担当がその取扱いおよび一時保管を行う。
- (2) 受付案内担当は、届出があった日の業務終了までに落とし主が判明しない場合は、その拾得物を総務担当に引き継ぐものとする。
- (3) 総務担当は、引き継いだ拾得物を盗難・紛失等の事故がないよう、あらかじめ定められた保管場所に保管する。ただし、高額な金品等については、速やかに実行委員会へ引き継ぐ。
- (4) 競技会終了後の遺失物および拾得物の取扱いは、実行委員会において行う。

3 届出の処理

- (1) 拾得物の届出を受けた場合は、拾得者の面前で拾得物を確認のうえ、拾得者の氏名等必要事項を聴取し、拾得物届出一覧表（様式第1号）および拾得者管理台帳（様式第2号）に記入するとともに、拾得物名札（様式第3号）を取り付け、一時保管する。
- (2) 拾得者には、拾得物に係る権利の意思および遺失者に対する氏名等告知同意について確認したうえで、拾得者が交付を希望しない場合を除き、拾得物預り書（様式第4号）を作成し、その写しを交付する。
- (3) 遺失物の届出を受けた場合は、遺失者の氏名等必要事項を聴取し、遺失物届出一覧表（様式第5号）に記入する。さらに、拾得物届出一覧表と照合し、該当する拾得物がないときは、遺失者が高島警察署へ届け出るように説明する。

4 遺失物の返還および拾得者への連絡

- (1) 遺失物の届出を受け、遺失者に遺失物を返還する場合は、運転免許証等により遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書（様式第6号）を作成し、遺失者本人の署名を受けて返還する。
- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合は、委任状（様式第7号）を受理した後に、運転免許証等により代理人本人であることを確認するとともに、遺失物受領書を作成し、代理人本人の署名を受けて返還する。

- (3) 前各号により返還する場合に、拾得者が拾得物に係る権利を希望し、かつ、氏名等告知に同意しているときは、拾得者の氏名等を遺失者に告知し、拾得者に対する報労金の支払義務等があることを説明する。

また、拾得者が氏名等告知の同意をしていない場合には、拾得物に対し、返還した旨を連絡する。

5 拾得物の引継ぎおよび警察署への提出等

- (1) 総務担当は、競技会終了までに遺失者が判明しない場合、拾得物およびその関係書類一式を実行委員会に引き継ぐ。
- (2) 実行委員会は、総務担当から引き継いだ遺失者が判明しない拾得物について、拾得物の届出を受けた日から1週間以内に拾得物提出書(様式第8号)を添えて高島警察所に届け出る。
- (3) 実行委員会は、前号の拾得物を高島警察署に届け出た後に、遺失者から遺失の申し出があった場合は、高島警察署に届け出た旨を申出者に説明し、遺失の申し出があった旨を高島警察署に伝える。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における遺失物および拾得物の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。

付 則

この要項は、令和5年 月 日から施行する。

競技(種別)

会場 安高体 今津運動公園G 新旭体 今スタ

拾得物届出一覧表

受 理		拾得者区分		拾 得		受理取扱者		取扱経過
番号	日 時			日 時	場 所	返還取扱者		
	月 日 時 分	☐ 一般 ☐ 匿名 ☐ 大会関係者	月 日 時 分	☐ 競技会場 ☐ 練習会場 ☐ 駐車場 ☐ ()			☐ 月 日返還済 ☐ 実行委員会引継	
拾得物の種類 および特徴等 (出来るだけ詳しく)		現金	※総額、金種等を記入		物 品	※名称、色等を記入		特徴等 ※その他の特徴を記入
	月 日 時 分	☐ 一般 ☐ 匿名 ☐ 大会関係者	月 日 時 分	☐ 競技会場 ☐ 練習会場 ☐ 駐車場 ☐ ()			☐ 月 日返還済 ☐ 実行委員会引継	
拾得物の種類 および特徴等 (出来るだけ詳しく)		現金	※総額、金種等を記入		物 品	※名称、色等を記入		特徴等 ※その他の特徴を記入
	月 日 時 分	☐ 一般 ☐ 匿名 ☐ 大会関係者	月 日 時 分	☐ 競技会場 ☐ 練習会場 ☐ 駐車場 ☐ ()			☐ 月 日返還済 ☐ 実行委員会引継	
拾得物の種類 および特徴等 (出来るだけ詳しく)		現金	※総額、金種等を記入		物 品	※名称、色等を記入		特徴等 ※その他の特徴を記入
	月 日 時 分	☐ 一般 ☐ 匿名 ☐ 大会関係者	月 日 時 分	☐ 競技会場 ☐ 練習会場 ☐ 駐車場 ☐ ()			☐ 月 日返還済 ☐ 実行委員会引継	
拾得物の種類 および特徴等 (出来るだけ詳しく)		現金	※総額、金種等を記入		物 品	※名称、色等を記入		特徴等 ※その他の特徴を記入
	月 日 時 分	☐ 一般 ☐ 匿名 ☐ 大会関係者	月 日 時 分	☐ 競技会場 ☐ 練習会場 ☐ 駐車場 ☐ ()			☐ 月 日返還済 ☐ 実行委員会引継	
拾得物の種類 および特徴等 (出来るだけ詳しく)		現金	※総額、金種等を記入		物 品	※名称、色等を記入		特徴等 ※その他の特徴を記入

※ 受理番号は連番とし、拾得時間が不明瞭な場合は〇〇分頃と記載すること。

本表は、閲覧用も兼ねていることから、個人を特定する情報は記載しないこと。

拾得者管理台帳

受 理		拾 得 者 情 報			
番号	日 時	届け出た方※1		権利放棄※2	氏名等告知※3
	月 日 時 分	氏名 住所	連絡可能な電話番号	☐ 報 労 金 ☐ 所 有 権 ☐ 費用請求権	☐ 同意する ☐ 同意しない
	月 日 時 分	氏名 住所	連絡可能な電話番号	☐ 報 労 金 ☐ 所 有 権 ☐ 費用請求権	☐ 同意する ☐ 同意しない
	月 日 時 分	氏名 住所	連絡可能な電話番号	☐ 報 労 金 ☐ 所 有 権 ☐ 費用請求権	☐ 同意する ☐ 同意しない
	月 日 時 分	氏名 住所	連絡可能な電話番号	☐ 報 労 金 ☐ 所 有 権 ☐ 費用請求権	☐ 同意する ☐ 同意しない
	月 日 時 分	氏名 住所	連絡可能な電話番号	☐ 報 労 金 ☐ 所 有 権 ☐ 費用請求権	☐ 同意する ☐ 同意しない
	月 日 時 分	氏名 住所	連絡可能な電話番号	☐ 報 労 金 ☐ 所 有 権 ☐ 費用請求権	☐ 同意する ☐ 同意しない
	月 日 時 分	氏名 住所	連絡可能な電話番号	☐ 報 労 金 ☐ 所 有 権 ☐ 費用請求権	☐ 同意する ☐ 同意しない
	月 日 時 分	氏名 住所	連絡可能な電話番号	☐ 報 労 金 ☐ 所 有 権 ☐ 費用請求権	☐ 同意する ☐ 同意しない
	月 日 時 分	氏名 住所	連絡可能な電話番号	☐ 報 労 金 ☐ 所 有 権 ☐ 費用請求権	☐ 同意する ☐ 同意しない

※1 拾得物届出一覧表の拾得者区分が「一般」の場合に記入する。(大会関係者は氏名・係名等記入)

※2 拾得物に関する権利(報労金、所有権、費用請求権)を**放棄する場合にチェック**を入れる。

※3 拾得者の氏名、住所および電話番号を遺失者に**告知することの同意についてチェック**を入れる。

なお、同意しない場合は、報労金に関する権利を希望できないことを拾得者に説明すること。

様式第3号

拾 得 物 名 札		
競技種別	☐ ウェイトリフティング ☐ ソフトボール ☐ 銃剣道 ☐ 高等学校野球(軟式)	
競技会場	☐ 安曇川高校体育館 ☐ 今津総合運動公園第1グラウンド・第2グラウンド ☐ 新旭体育館 ☐ 今津スタジアム	
拾 得 物 受理番号	第 号	
受理日時	月 日 時 分	
拾得者 区 分	☐ 一般 ☐ 匿名 ☐ 大会関係者	
拾得物 の概要	現金	円
	物品	
受理取扱 担当者名	※競技会係員間で判別できる名を記入	

拾得物預り書

受理番号		受理日時		年 月 日 午前・午後 時 分				
第 号		拾得日時		年 月 日 午前・午後 時 分頃				
拾得場所		☐ 競技会場() ☐ 練習会場() ☐ 駐 車 場() ☐ その他()						
拾得物	現金	総 額		金 種 内 訳				
				1万円 枚	5千円 枚	2千円 枚	1千円 枚	500円 枚
		円		100円 枚	50円 枚	10円 枚	5円 枚	1円 枚
	物品	名 称 等		特 徴 等		数 量		
拾得者	住 所	〒						
	フリガナ氏名		電話	自宅	携帯			
権利放棄の申告および氏名等告知の同意		上記拾得物に対する ☐ 一切の権利を放棄します。 ☐ 報労金(お礼)、費用を受け取る権利を放棄します。 ☐ 所有権を取得する権利を放棄します。 ☐ 権利を放棄しません。						
		遺失者に対する ☐ 氏名、住所、電話番号の告知に同意します。 拾得者氏名 _____						
個人情報関連物件は、遺失物法第 35 条の規定により、定められた期間が経過しても所有権を取得できない場合があります。 ☐ 了解しました。 ※所有権を放棄しない場合のみ記入								
施設(占有)の名称および所在地	☐ 安曇川高等学校体育館 高島市安曇川町西万木 1168				☐ その他			
	☐ 今津総合運動公園 高島市今津町日置前 3110 (第1・第2グラウンド・今津スタジアム)							
	☐ 新旭体育館 高島市新旭町旭 818							
注1 この預り書(写し)は、確認のために必要となる場合がありますから紛失しないよう保管ください。 2 あなたは、拾得物の評価額の5~20%の1/2の範囲内で報労金(お礼)を受け取ることができます。 3 落とし主が判明しない場合は、本日から1週間以内に高島警察署へ提出します。なお、警察署への提出後、3か月以内に落とし主が判明しない場合は、あなたがこの拾得物の所有権を取得します。 4 注2・注3について、拾得後 24 時間経過した場合や権利放棄された場合は、該当しません。			上記拾得物を預かりました。 年 月 日 わたしSHIGA輝く国スポ・障スポ 高島市実行委員会 会長					
			受理取扱者		(自署)			

※ 太枠内は、必ず自署(拾得者本人が記入)してください。

競技(種別)

会場 安高体 今津運動公園G 新旭体 今スタ

遺失物届出一覧表

届出		遺失			届出取扱者		取扱経過
番号	日時	日時	場所		返還取扱者		
	月 日 時 分	月 日 時 分					☐ 月 日返還済
							☐ 実行委員会引継
	遺失者	(住所) (氏名) (電話)					
	遺失物の種類 および特徴等 (出来るだけ詳しく)	現金	※総額、金種等を記入	物品	※名称、色等を記入	特徴等	※その他の特徴を記入
	月 日 時 分	月 日 時 分					☐ 月 日返還済
							☐ 実行委員会引継
	遺失者	(住所) (氏名) (電話)					
	遺失物の種類 および特徴等 (出来るだけ詳しく)	現金	※総額、金種等を記入	物品	※名称、色等を記入	特徴等	※その他の特徴を記入
	月 日 時 分	月 日 時 分					☐ 月 日返還済
							☐ 実行委員会引継
	遺失者	(住所) (氏名) (電話)					
	遺失物の種類 および特徴等 (出来るだけ詳しく)	現金	※総額、金種等を記入	物品	※名称、色等を記入	特徴等	※その他の特徴を記入
	月 日 時 分	月 日 時 分					☐ 月 日返還済
							☐ 実行委員会引継
	遺失者	(住所) (氏名) (電話)					
	遺失物の種類 および特徴等 (出来るだけ詳しく)	現金	※総額、金種等を記入	物品	※名称、色等を記入	特徴等	※その他の特徴を記入

※ 届出番号は連番とし、遺失時間が不明瞭な場合は〇〇分頃と記載すること。

遺失物受領書

拾得物 受理	会場 番号	第 号	遺失物 届出	会場 番号	第 号		
拾得日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃						
拾得場所	☐ 競技会場() ☐ 練習会場() ☐ 駐車場() ☐ その他()						
拾得(遺失)物	現金	総額	金種内訳				
		円	1万円 枚	5千円 枚	2千円 枚	1千円 枚	500円 枚
			100円 枚	50円 枚	10円 枚	5円 枚	1円 枚
	物品	名称等	特徴等			数量	
上記の拾得(遺失)物を受領しました。 年 月 日 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 高島市実行委員会 会長 様 本人(代理人) 住 所 _____ 氏 名 _____ 電 話 () _____							
返還時の 本人確認方法	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ 個人番号カード※ ※カードの記載情報での目視確認のみ行い、番号の確認は不要 ☐ その他()						
備考			返還取扱者	(自署)			

※ 太枠内は、必ず受領者本人が記入してください。

委 任 状

【代理人（代わりに受け取る方）】

住 所 _____

氏 名 _____

委任者との関係 _____

私（委任者）は、上記の者を代理人と定め、わたSHIGA国スポ等における遺失物の受取に係る
一切の権限を委任します。

年 月 日

【委任者（頼む方）】

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 () _____

注：本委任状は、すべて委任者（頼む方）が自署してください。

拾 得 物 提 出 書

遺失物法第4条第1項または第13条第1項の規定により、次のとおり物件を提出します。
 なお、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ高島市市実行委員会は本件に係る一切の権利を放棄します。

年 月 日

滋賀県高島警察署長 様

住所 高島市新旭町北畑 565 番地

代表者名 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

高島市実行委員会 会長

担当者氏名

連絡先 0740-25-8567

※受理番号					
番号	物件の種類および特徴等		拾得者の 氏名・住所等	権利および 告知同意	拾得および交付 の日時・場所
	現金(内訳)	物 品			
	総額 円		氏名 住所 電話	☐ 全権利主張 権利放棄 ☐ 一切の権利 ☐ 報労金 ☐ 所有権 ☐ 費用請求権 氏名等告知同意 ☐ 有 ☐ 無	拾得日時 年 月 日 時 分頃 拾得場所 交付日時 年 月 日 時 分頃 交付場所
	(内訳:金種×枚数)				
	総額 円		氏名 住所 電話	☐ 全権利主張 権利放棄 ☐ 一切の権利 ☐ 報労金 ☐ 所有権 ☐ 費用請求権 氏名等告知同意 ☐ 有 ☐ 無	拾得日時 年 月 日 時 分頃 拾得場所 交付日時 年 月 日 時 分頃 交付場所
	(内訳:金種×枚数)				
	総額 円		氏名 住所 電話	☐ 全権利主張 権利放棄 ☐ 一切の権利 ☐ 報労金 ☐ 所有権 ☐ 費用請求権 氏名等告知同意 ☐ 有 ☐ 無	拾得日時 年 月 日 時 分頃 拾得場所 交付日時 年 月 日 時 分頃 交付場所
	(内訳:金種×枚数)				
備考					

注1 ※の欄には、記載しないこと。

2 □印のある欄については、該当の□内にレ印を付すこと。

3 拾得から24時間以内に交付せず失権となった場合や氏名等告知同意の確認が不明の場合などは、いずれの□にもレ印は付さず、その旨を備考欄に記載すること。

わた SHIGA 輝く国スポ高島市保険加入要項案

1 趣旨

この要項は、第 79 回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」（以下「大会」という。）の開催準備業務および開催期間中（以下「大会期間中」という。）の円滑な大会運営を図るため、大会関係者または第三者に発生した事故等に対して補償するため、保険加入に関し、必要な事項を定める。

2 契約

保険は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が直接または社会福祉法人高島市社会福祉協議会（以下「社協」という。）を通じて、損害保険会社と保険契約を締結する。

3 保険内容

実行委員会は、次に掲げる事故について、必要に応じて損害賠償責任保険および傷害保険に加入するものとする。

(1) 損害賠償責任事故

大会期間中等に第三者に対して損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、案内所等および会場内外に設置する看板や仮設物等、実行委員会が所有または管理運営するものならびに運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体または所有物に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護所等での医師または看護師等の医療行為および看護業務等により、第三者の生命、身体に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

エ 受託者賠償事故

実行委員会が借り受け、または預かった第三者の財物を破損、汚損もしくは紛失させたことにより、損害賠償責任を負う事故をいう。

オ ボランティア賠償責任事故（社協取扱保険）

競技会補助員の活動中の偶然な事故に起因して、第三者に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

(2) 傷害事故

大会役員、競技会役員、競技役員、競技補助員、競技会補助員、医師および看護師等の

大会従事者が、大会期間中等に従事しているとき、または当該業務に従事するため自宅もしくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上において発生した偶然の事故により、生命または身体に生じた事故をいう。

また、一般観覧者においては、実行委員会が管理運営する競技会場エリアにおいて発生した偶然の事故により、生命または身体に生じた事故をいう。

4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次に掲げる事故については保険の対象としない。

(1) 損害賠償責任事故

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めるもの

(2) 傷害事故

- ア 保険対象者の故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ 保険対象者の疾病、心神喪失による事故
- エ 保険対象者の自殺、犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めるもの

5 事故報告

- (1) 大会期間中等に事故が発生した場合、競技会係員は速やかに事故報告書（様式第Ⅰ号）を作成し、実行委員会に提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、前項の報告を受理した場合は、速やかにその旨を損害保険会社に連絡し、所定の手続きを行う。

6 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、当該保険契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通約款、特別約款および特別条項の定めるところによる。
- (2) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (3) 競技別リハーサル大会における保険加入の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。

付 則

この要項は、令和5年 月 日から施行する。

様式第Ⅰ号

事 故 報 告 書

年 月 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会
会長 様

報告者 所属： _____
氏名： _____

事 故 発 生 日 時	年 月 日 () 時 分頃
事 故 発 生 場 所	
事 故 発 生 状 況 (できるだけ詳しく)	

【物損事故の場合】

被害物	被害物名	
	被害状況	
	被害物の写真	有 ・ 無 【撮影者氏名】
所有者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

【傷害事故の場合】

負傷者	参加区分 (該当を○で囲む)	大会役員 ・ 競技会役員 ・ 競技役員 ・ 競技補助員 ・ 競技会補助員 (ボランティア) ・ 医師 ・ 看護師 ・ 一般観覧者 ・ その他 ()
	住 所	
	氏 名	(年齢： 歳、性別：男・女)
	電話番号	
	親権者氏名	※ 18歳未満の子が負傷した場合のみ記入
医療機関	名 称	
	電話番号	
	担当医師	
傷害内容	傷 病 名	
	症状・程度等	

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市協賛取扱要項案

1 趣旨

この要項は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」および競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における協賛の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 協賛の内容

協賛の内容は、原則として大会の広報啓発および歓迎装飾に係る物品またはその他大会の運営に要する用具等（以下「協賛物品等」という。）の受入れによるものとする。

3 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受け入れる。
- (2) 協賛の方法は、提供または貸与とする。
- (3) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (4) 協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を協賛者に交付する。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等にかかる費用は、原則として協賛者の負担とする。

4 協賛として受け入れないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に反するものおよび公の秩序または良俗を乱すおそれがあると認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼす恐れがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動等に係ると認められるもの
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的と認められるもの
- (6) その他実行委員会が適当でないと認めるもの

5 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛物品等に直接表示することができない場合は、この限りではない。
- (2) 前号の規定により表示する場合は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、実行委員会と協議し、実行委員会の承認を得て行うものとする。

6 協賛への謝意

協賛を受けたときは、協賛者に対して感謝状の贈呈等を行うことができる。また、必要に応じて実行委員会ホームページ等にその旨を掲載することができる。

7 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、大会終了までとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は令和5年 月 日から施行する。

様式第 1 号

協 賛 申 込 書

年 月 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会

会長

様

(申込者)

住 所

名 称

代表者氏名

高島市で開催されるわた SHIGA 輝く国スポ・障スポおよび競技別リハーサル大会の開催趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

記

協賛物品等	品 目	
	規格等	
	単 価	
	数 量	
	総額 (相当額)	
協賛方法	☐ 提供 ☐ 貸与	
引渡予定年月日	年	月 日
その他		

【担当者連絡先】

所 属

氏 名

電 話

様式第2号

協 賛 受 領 書

年 月 日

様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会
会長

高島市で開催されるわた SHIGA 輝く国スポ・障スポおよび競技別リハーサル大会にかかる協賛
物品等を下記のとおり受領しました。

記

協賛物品等	品 目	
	規格等	
	単 価	
	数 量	
	総額 (相当額)	
協賛方法	☐ 提供 ☐ 貸与	
引渡予定年月日	年 月 日	
その他		

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市協賛取扱基準案

1 趣旨

この基準は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市協賛取扱要項第6の協賛への謝意に関することについて、次のとおり定める。

2 謝意実施基準

協賛者への謝意を表明する基準については、次のとおりとする。

協賛者	評価額	感謝状等	対応方法	対応者
企業・法人・団体	10 万円以上	感謝状	贈呈式	会長または副会長
	10 万円未満	礼状	郵送または持参	—

3 協賛者名掲載基準

報告書等に協賛者名を掲載する基準については、次のとおりとする。

協賛者	評価額	ホームページ	報告書等	協賛物品	協賛者の呼称使用
企業・法人・団体	10 万円以上	協賛者バナー貼付、写真および記事掲載	協賛者名掲載	掲載可能物品全てに協賛者名掲載	使用可
	10 万円未満	協賛者名掲載			

備考

- (1) 個人協賛は求めないこととするが、申し出があった場合は、別途協議のうえ、対応する。
- (2) 協賛物品については、市価に金額換算して対応する。金額換算が困難である協賛内容については、別途協議のうえ、決定する。
- (3) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ、実施する。
- (4) 協賛者の呼称使用の範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動や社会貢献活動に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、協賛者の呼称を使用したフレーズの掲載については、事前に実行委員会に内容確認のうえ、使用することとする。

(例)

〇〇〇は、

{	わた SHIGA 輝く 国スポ	}
	わた SHIGA 輝く 障スポ	
	わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポ	

高島市開催

{	競技を応援しています。	}
	〇〇競技会を応援しています。	
	〇〇競技会の協賛企業です。	

※市・競技を限定せずに、大会全体を指す呼称は使用できません。

【使用可能例】

〇〇〇は、わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポ高島市開催競技を応援しています。

【使用不可例】

〇〇〇は、わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポを応援しています。

(5) この基準に定めのない事項については、別途協議のうえ、対応する。

わた SHIGA 輝く国スポ高島市ボランティア募集要項案

1 趣旨

この要項は、第 79 回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」および競技別リハースル大会（以下「大会」という。）において、市民一人ひとりが様々な形で積極的に参加し、夢や感動、連帯感を共有できる大会とするため、運営に携わるボランティアの募集に関し、必要な事項を定める。

2 募集主体

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3 活動内容

本市で開催する競技会の運営に携わるボランティアの主な活動内容は、次のとおりとする。

区分	主な内容
受付・案内	競技会場における受付、案内、資料配布等
休憩所	休憩所におけるおもてなし
弁当配布	弁当引換所における弁当の配布および空き箱等の回収
会場整理	競技会場における会場準備、来場者の誘導
環境美化	競技会場内外の美化、清掃、草花等への給水
駐車場整理	競技会場周辺および駐車場での交通整理、誘導
その他	上記のほか、競技会運営に関する活動

4 募集期間

令和 5 年 10 月 2 日（月）から令和 7 年 5 月 30 日（金）までとする。ただし、実行委員会は必要に応じて変更できるものとする。

5 応募要件

ボランティア活動時に中学生以上であり、次の各号のいずれかに該当すること。ただし、応募時点で 18 歳未満の方の申込みについては、保護者の同意を得るものとする。

- (1) 高島市に在住、通勤、通学している個人
- (2) 高島市に活動拠点を有する団体
- (3) 上記以外に、実行委員会が必要と認めた個人および団体

6 応募方法

所定の申込書に必要事項を記入し、実行委員会に持参、郵送、FAX または電子メール

のいずれかにより申し込む。ただし、18歳未満の方の申込みについては、保護者の同意が必要となるため、持参または郵送に限る。

7 登録・取消

- (1) 実行委員会は、応募要件を満たした応募者をボランティアとして登録する。
- (2) 実行委員会は、次の場合に登録を取り消すことができる。
 - ア 本人または団体から申し出があった場合
 - イ 大会のイメージを損なう行為があった場合
 - ウ 大会運営に支障があると判断した場合

8 活動期間

ボランティア登録後から大会終了までとする。ただし、登録時点において小学生の場合、活動開始（研修会等を含む。）は中学生になってからとする。

9 活動内容の決定

登録者の具体的な活動内容については、実行委員会が実施する希望調査等を参考に決定する。

10 研修等

実行委員会は登録者に対して、大会に関する認識を深め、円滑な大会運営を行えるよう、必要に応じて研修会等を実施する。

11 報酬および交通費等

- (1) ボランティア活動、説明会および研修の参加に係る報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。ただし、食事等については必要に応じて実行委員会が支給する。
- (2) 登録者であることが識別できる服飾等については、必要に応じて実行委員会が支給する。

12 保険

ボランティアの活動および研修等にあたっては、必要に応じて実行委員会の負担で「傷害保険」および「損害賠償責任保険」に加入する。それ以外の活動における事故等について、実行委員会は責任を負わないものとする。

13 個人情報の取扱い

応募者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護する。

ただし、申込時にわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」と

いう。)への情報提供に同意している登録者の情報に限り、県実行委員会からの要請に応じて提供することができるものとする。

14 写真および動画の取扱い

応募者の活動等の状況が撮影された写真および動画は、大会の活動等の状況を報告する目的の限りにおいて、実行委員会のホームページおよびその他広報媒体ならびに大会報告書に掲載することができる。

15 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は令和5年 月 日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ高島市ボランティア登録申込書（個人用）

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会 行
（高島市教育委員会国スポ・障スポ大会推進課内）

令和 年 月 日

ふりがな		性別	男・女
氏 名			
生年月日	昭和・平成 年 月 日 歳（申込当日現在）		
住 所	〒 滋賀県		
電話番号	※日中に連絡がとれる電話番号をご記入ください		勤務先・学校名等
E-mail			
【同意書】※ 申込者が高校生以下の場合は、必ず記入してください。 上記の者について、わた SHIGA 輝く国スポ高島市ボランティアへ参加することに同意します。 保護者氏名（署名）（続柄） 住所・連絡先			
希望する業務	第1希望（ ）、第2希望（ ）、第3希望（ ） ※下記の業務から選んで番号を記入してください。特に希望がない場合は、第1希望欄に⑤と記入してください。ただし、ご希望に沿えない場合があります。 ①受付・案内 ②競技会場 ③環境美化 ④おもてなし ⑤特に希望なし		
特記事項	※活動に活かしたい特技・経験、希望等があれば記入してください。		
個人情報の取扱いについて 応募者の個人情報については、高島市実行委員会が主催する大会運営のために活用し、その他の目的には使用しません。ただし、滋賀県が募集する大会運営ボランティア等への情報提供に同意された方は、滋賀県実行委員会へ参考情報として提供します。 参考情報としての提供に同意しますか。 ☐ 同意します。 ☐ 同意しません。 （チェックの記入がない場合は、情報提供は行いません。）			

わたSHIGA輝く国スポ高島市ボランティア登録申込書(団体用)

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会 行
(高島市教育委員会国スポ・障スポ大会推進課内)

令和 年 月 日

団体名		団体人数	
団体住所	〒		
ふりがな		性別	男・女
代表者氏名			
生年月日	昭和・平成 年 月 日 歳(申込当日現在)		
代表者住所	〒 滋賀県		
代表者連絡先 (電話番号)	※日中に連絡がとれる電話番号をご記入ください		
E-mail			
希望する業務	※別紙「登録団体名簿」に、第1希望から第3希望まで、下記の業務から選んで番号を記入してください。特に希望がない場合は、第1希望欄に⑤と記入してください。 ただし、御希望に沿えない場合があります。 ①受付・案内 ②競技会場 ③環境美化 ④おもてなし ⑤特に希望なし		
個人情報の取扱いについて 応募者の個人情報については、高島市実行委員会が主催する大会運営のために活用し、その他の目的には使用しません。ただし、滋賀県が募集する大会運営ボランティア等への情報提供に同意された方は、滋賀県実行委員会へ参考情報として提供します。 参考情報としての提供に同意しますか。 ☐ 同意します。 ☐ 同意しません。 (チェックの記入がない場合は、情報提供は行いません。)			

【登録団体名簿】

(団体名:)

No.	ふりがな	性別	生年月日	年齢	保護者同意		連絡先 電話番号	希望する業務
	氏名				保護者氏名	続柄		
代表者		男	昭和 . .					1
		女	平成 . .					2 3
2		男	昭和 . .					1
		女	平成 . .					2 3
3		男	昭和 . .					1
		女	平成 . .					2 3
4		男	昭和 . .					1
		女	平成 . .					2 3
5		男	昭和 . .					1
		女	平成 . .					2 3
6		男	昭和 . .					1
		女	平成 . .					2 3
7		男	昭和 . .					1
		女	平成 . .					2 3
8		男	昭和 . .					1
		女	平成 . .					2 3
9		男	昭和 . .					1
		女	平成 . .					2 3
10		男	昭和 . .					1
		女	平成 . .					2 3

※高校生以下の方は、保護者の同意が必要です。保護者同意欄については署名をお願いします。

※「希望する業務」欄には、第1希望から第3希望まで、希望する業務番号を記入してください。

※用紙が不足する場合は、コピーしてご使用ください。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市観光接伴実施要項案

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市観光接伴基本計画」に基づき、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者および一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）を温かくお迎えするとともに、本市の多彩な魅力を紹介し、もう一度訪れていただける心のこもったおもてなしの提供について、必要な事項を定める。

2 実施内容

(1) 観光

大会参加者等に本市の観光地や物産品、自然、歴史および文化等を紹介するため、観光パンフレット等を案内所や競技会場で配布するとともに、ホームページや SNS 等で発信する。

(2) 接伴

ア 関係機関および関係団体等の協力を得て、接遇意識の高揚を推進するほか、競技会係員やボランティア等に必要に応じて研修を行う。

イ 大会終了後の本市への誘客を図るため、競技会場において本市の魅力ある食を提供するコーナーを設置し、大会参加者等との交流を図る。

3 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における観光接伴についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(3) 第 24 回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」については、「第 24 回全国障害者スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」に基づき実施する。

付 則

この要項は、令和 5 年 月 日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市案内所・休憩所設置要項案

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市観光接伴基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者および一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の案内を行う案内所および憩いの場、交流の場として利用するための休憩所の設置および運営に関し、必要な事項を定める。

2 案内所の設置

案内所は、総合案内所および受付案内所とする。

3 設置場所

総合案内所は、関係機関および関係団体等（以下「関係機関等」という。）と協議のうえ主要駅等に設置する。また、受付案内所および休憩所は、各競技会場に設置する。ただし、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、必要に応じてこれを変更できるものとする。

4 設置期間

総合案内所の設置期間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、受付案内所および休憩所の設置期間は、各競技会の開催期間とする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できるものとする。

5 開設時間

総合案内所の開設時間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、受付案内所および休憩所の開設時間は、原則として開会行事または競技開始の1時間前から競技終了または閉会行事終了後30分までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できるものとする。

6 業務内容

(1) 総合案内所

- ア 総合案内所の管理運営に関すること。
- イ 競技の案内に関すること。
- ウ 交通、宿泊および観光・物産等の案内に関すること。
- エ 配布物の管理に関すること。
- オ 総合案内所周辺の装飾の管理に関すること。

カ その他各種案内に関すること。

(2) 受付案内所

ア 大会参加者等の受付案内および資料等の配布に関すること。

イ 競技の案内に関すること。

ウ 交通、宿泊および観光等の案内に関すること。

エ 迷子、遺失物・拾得物の取扱いに関すること。

オ その他各種案内に関すること。

(3) 休憩所

ア 大会参加者等への飲食物等の提供に関すること。

イ その他休憩所の運営に関すること。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における案内所および休憩所の設置についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(3) 第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」については、「第24回全国障害者スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」に基づき実施する。

付 則

この要項は、令和5年 月 日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市売店設置運営要項案

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市観光接伴基本計画」に基づき、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者および一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の便宜を図るとともに、本市の特産品等の紹介ならびに販売を促進するため、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する売店の設置および運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

売店の設置場所は、各競技会場とする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できるものとする。

3 設置期間

売店の設置期間は、各競技会の開催期間中とする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できるものとする。

4 開設時間

売店の開設時間は、競技開始 1 時間前から競技終了後 30 分までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できるものとする。

5 出店数、位置および規模

出店数および出店位置は実行委員会が決定し、売店規模は、1 ブース当たり約 20 m²（2 間×3 間のテント相当）とする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できるものとする。

6 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) 国スポ関連グッズ

国民スポーツ大会標章またはわた SHIGA 輝く国スポ・障スポマスコットキャラクター「キャッフィー・チャッフィー」等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会またはわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会の使用承認を得ているもの。

(2) 郷土物産品

高島市の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。

- (3) スポーツ用品
- (4) 飲食物（アルコール飲料を除く。ただし、実行委員会が郷土物産品と認めるものは、販売品目とすることができる。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設等」という。）において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ法令等の規定に基づく適正な表示がなされているものであること。

イ 現地調理品

あらかじめ営業許可施設等において処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理または加工のみを行うものであること。

- (5) 宅配便
- (6) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等（以下「障害者就労施設等」という。）による製品
- (7) その他実行委員会が特に必要と認めるもの

7 出店者の条件

売店の出店者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

- ア 申請書提出時において、高島市内で1年以上店舗を有して営業を継続している者
- イ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者
- ウ 第74回国民体育大会（以下「国体」という。）以降の国体・国民スポーツ大会およびその競技別リハーサル大会に出店実績がある者
- エ その他実行委員会が認めた者

(2) 次の条件を全て満たす者

- ア 各競技会の開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。
- イ 法令等により許可または登録を必要とする営業については、当該許可または登録を受けていること。
- ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、申請書提出時より過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。
- エ 飲食物販売の出店者については、申請書提出時より過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。
- オ 申請書提出時において、高島市税（高島市が賦課徴収するものに限る。）の滞納がないこと。
- キ 高島市暴力団排除条例第2条第3号または第4号に規定する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また、販売員として暴力団員等を使用し、または雇用していないこと。

8 経費負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、実行委員会が定める出店料を負担する。
- (3) (2)の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者については、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第7号）を提出し、その承認を受けなければならない。実行委員会は、承認した者に対し、売店出店料免除決定通知書（様式第8号）を発行する。

ア 障害者就労施設等

イ その他実行委員会が特に必要と認めた者

- (4) 出店者は、出店料を実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込むこととし、振込手数料は出店者が負担する。
- (5) 既納の出店料は、還付しない。ただし、出店者の責めに帰することができない理由によるとき、その他特別な理由があると実行委員会が認めたときは、出店料の全部または一部を還付することができる。

9 運営設備等

出店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備等（発電機等）については出店者が準備するものとする。なお、実行委員会の許可を受けて火気または燃料等危険物を使用する出店者にあつては、必要に応じて所轄消防署に届出をするとともに、ブース内に消火器を設置しなければならないものとする。

- (1) テント（2間×3間） 1張以内（四方幕を含む。）
- (2) 長机 6台以内
- (3) 椅子 4脚以内

10 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、実行委員会に提出するものとする。

- (1) 売店出店概要書（様式第2号）
- (2) 売店従事者および搬入車両予定表（様式第3号）
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (4) 市税の納税証明書（写しでも可、該当者のみ）
- (5) 出店者および販売員の本人確認書類（運転免許証、パスポート等公的機関が発行した顔写真付きで本人確認ができるものの写し）
- (6) その他実行委員会が必要と認めるもの

11 出店者の選定

実行委員会は、前項に規定する申請があったときは、本要項に基づいて審査するとともに、売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土物産品のPR等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、当該申請した者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は、当該申請をしたものを優先して選定し、これによることができない場合は抽選により選定する。

- (1) 売店の販売品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 障害者就労施設等
- (3) その他実行委員会が適当と認めた者

12 出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）を発行する。また、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

13 保健所への手続き

臨時営業許可等を必要とする出店者については、出店許可決定通知書を受け取ったときは、速やかに管轄保健所に必要な届出を行い、保健所の受付印が押された許可書等の写しを実行委員会に提出しなければならない

14 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実施本部（以下「実施本部」という。）の職員とし、現場を巡回して本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項を監督するものとする。

15 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店開設中常駐させるものとする。
- (2) 出店者は、売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 飲食物を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

16 禁止事項

出店者およびその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡し、もしくは転貸し、または管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。

- (3) 指定された場所以外で立ち売りおよび呼び込み販売をすること。
- (4) 競技会場内において指定された場所以外で飲食物の調理、加工等をする事。
- (5) 許可された販売品目以外のものを販売すること。
- (6) アルコール飲料の販売および試飲を含む無償提供をすること。ただし、試飲を含む無償提供をせず、実行委員会が郷土物産品と認めたアルコール飲料を販売する場合を除く。
- (7) 危険物を販売および無償提供をすること。
- (8) 拡声器および音響機器類を使用すること。
- (9) 実行委員会の許可を受けていない火気器具および燃料等危険物を使用すること。
- (10) その他大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

17 遵守事項

出店者およびその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店およびその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 販売品等の搬入または搬出に使用する車両には、実行委員会が交付する駐車許可証を指定された位置に掲示すること。なお、原則として搬入車両は1売店につき1台とする。
- (6) 販売品等の搬入、陳列および搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 服飾は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が交付するIDカードを着用すること。
- (8) 接客にあたっては、おもてなしの心を持ち、親切で丁寧な対応を心がけること。
- (9) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (10) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときは、その指示に従うこと。
- (11) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。
- (12) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会および売店監督員の指示に従うこと。

18 管理運営

売店における販売品および売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないも

のとする。

19 事故等発生時の対応

売店において事件または事故が発生したときは、売店責任者は、初期対応にあたりとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者または不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

20 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当するときは、直ちに売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償および既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令および本要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請または不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他実行委員会が売店の運営管理において不適當と認めたとき。

21 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会が当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

22 賠償責任

出店者および従事者は、競技会場内の施設または第三者に対して損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。なお、損害賠償に備え、損害保険等に参加しておくこと。

23 補填および補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填および補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良、自然災害その他実行委員会が予測できない理由により、出店が中止または縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等を実行委員会に請求することはできない。

24 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における売店の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」については、「第24回全国障害者スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」に基づき実施する。

付 則

この要項は、令和5年 月 日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会
会長 様

申請者住所

商号または名称

代表者役職名・氏名

電話番号

売店出店申請書

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポにおいて、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会が運営する競技会場内に売店を出店したいので、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市売店設置要項第 10 の規定に基づき申請します。

記

- 1 出店希望競技 _____
- 2 出店希望会場 _____
- 3 出店希望形態 テント（1 張）・その他（ _____ ）

4 添付書類

- (1) 売店出店概要書（様式第 2 号）
- (2) 売店従事者および搬入車両予定表（様式第 3 号）
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第 4 号）
- (4) 市税納税証明書（写しても可）
- (5) 出店者および販売員の本人確認書類（運転免許証、パスポート等公的機関が発行した顔写真付きで本人確認できるものの写し）
- (6) その他実行委員会が必要と認めるもの

※ 本申請書（添付書類含む）は、出店を希望する会場ごとに提出してください。

様式第2号

売店出店概要書

(ふりがな) 商号または名称			
出店希望競技		出店希望会場	

(ふりがな) 代表者役職名・氏名			
所在地	〒		
連絡先	【電話】	【FAX】	
出店担当者	【氏名】	【携帯電話】	
業種			
主な取扱品目 (該当品目を○で囲む)	国スポ関連グッズ・郷土物産品・スポーツ用品・飲食物 宅配便・その他()		
国体等出店実績	有() 国体・国スポ) ・ 無		
営業開始年月日	年 月 日	従業員数	人
営業に関して取得 した許可等の種類	種 類	番 号	取得年月日
			年 月 日
過去1年間の法令 違反等処分歴の有無	有 ・ 無	過去3年間食中毒 発生事故歴の有無	有 ・ 無

販売品目価格等一覧				
番号	商 品 名	予定数量	販売価格	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※不足する場合は、別紙（任意の様式）に追加してください。

※備考欄には、製造責任者、承認番号、商品内容等について記入してください。

様式第3号

売店従事者および搬入車両予定表

商号または名称			
出店希望競技		出店希望会場	

1 従事者名簿

従事日	売店責任者	従事者	従事者	従事者
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな

※従事する可能性がある者全員の氏名を記入してください。

2 車両予定表

使用日	車両種類	車両ナンバー	駐車場使用	備 考
月 日			有 ・ 無	
月 日			有 ・ 無	
月 日			有 ・ 無	
月 日			有 ・ 無	
月 日			有 ・ 無	

※車両の種類は、「2トントラック」、「軽トラック」などを記入してください。

※搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

※駐車車両は原則1台ですが、会場によっては駐車場を準備できない場合があります。

※ケータリングカーにて販売を行う場合は、車両サイズ等を備考欄に記入してください。

3 持込備品一覧表（実行委員会が設営する備品以外のもの）

備品名	規格等	持込目的

※電源、火気の使用に伴う備品を記入してください。（発電機、プロパンガス等）

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会
会長 様

申請者住所

商号または名称

代表者役職名・氏名

誓約書兼承諾書

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポにおいて、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会が運営する競技会場内の売店出店申請に当たり、次の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、実行委員会が本承諾書をもって関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請にあたり、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市売店設置運営要項を遵守します。
- 2 高島市暴力団排除条例第2条第3号または第4号に規定する暴力団員および暴力団員等ではありません。
- 3 従業員として、暴力団および暴力団員等を使用し、または雇用していません。
- 4 出店品目の販売において、法令等に違反して、過去1年間処分を受けていません。
また、飲食物を販売する場合、過去3年間食中毒等における行政処分を受けていません。
- 5 出店に際して、出店に伴う位置、時間等の運営方法について、実行委員会に対し異議申立てを行いません。

様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会
会長 ⑨

売店許可決定通知書

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポにおいて、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会が運営する競技会場内の売店の出店について、下記のとおり決定しました。

つきましては、下記指定口座へ 年 月 日 () までに売店料を納入してください。

また、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市売店設置運営要項第13の規定に基づき、営業許可を必要とする出店者については、 年 月 日 () までに保健所の受付印が押された許可証等の写しを提出してください。

記

- 1 出店会場 (競技名:)
- 2 出店形態 テント 張 ・ その他 ()
- 3 売店料 円
- 4 指定振込口座 滋賀銀行 新旭支店 普通
口座番号: 439036
口座名義人: わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会

※振込手数料については、出店者負担となりますのでご了承ください。

様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会
会長 印

売店出店許可証

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポにおいて、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会が運営する競技会場内の売店の出店について、下記のとおり許可します。

記

許可番号	
商号または名称	
代表者役職名・氏名	
出店許可会場	(競技名：)
出店許可期間	年 月 日 () ～ 月 日 ()
出店許可品目	
駐車許可台数	台
遵守事項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営に関しては、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市売店設置運営要項および関係法令を遵守すること。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会
会長 様

申請者住所

商号または名称

代表者役職名・氏名

売店出店料免除申請書

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポにおいて、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会が運営する競技会場内への売店出店料について、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市売店設置運営要項第8(3)の規定に基づき免除申請します。

記

1 出店希望会場 (競技名：)

2 免除理由（該当項目の左欄に○印を記入）

	障害者就労施設等
	その他（ ）

様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会
会長 ⑨

売店出店料免除決定通知書

年 月 日付で申請のあった、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポにおいて、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会が運営する競技会場内の売店出店料については、下記のとおり免除します。

記

- 1 免除対象会場 _____ (競技名： _____)
- 2 免除理由 (左欄の○印の記入がある項目に該当します。)

	障害者就労施設等
	その他 ()

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市歓迎装飾実施要項案

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市観光接待基本計画」に基づき、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者および一般観覧者を温かく迎えるとともに、市民の開催気運や歓迎ムードを高めるための歓迎装飾について、必要な事項を定める。

2 実施内容

(1) 装飾場所

競技会場および主要駅、その他必要と認められる箇所に設置する。

(2) 装飾内容

横断幕、懸垂幕、のぼり旗、プランター等を設置する。なお、設置の際は、景観等に配慮し、華美・過大な装飾は避けるとともに、関係機関、関係団体および企業等の協力、市民運動との連携を図りながら効果的な装飾に努める。

(3) 装飾期間

歓迎装飾の実施期間は、施設管理者等と協議のうえ、装飾ごとに適切な期間を定める。

3 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における歓迎装飾についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(3) 第 24 回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」については、「第 24 回全国障害者スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」に基づき実施する。

付 則

この要項は、令和 5 年 月 日から施行する。

令和5年度イベント開催状況および予定について

■開催状況

○開催900日前イベント

- ・日 時：令和5年4月16日（日）13時00分～17時00分
- ・会 場：平和堂あどがわ店
- ・参加者：約260人
- ・内 容：オリジナル缶バッジ作成コーナー、啓発品配布、キャッフィーによる啓発



○スペシャルスポーツの広場

- ・日 時：令和5年5月20日（土）9時20分～12時20分
- ・会 場：安曇川総合体育館
- ・参加者：約50人
- ・内 容：啓発品配布



■開催予定

○開催800日前イベント

- ・日 時：令和5年7月16日（日）13時00分～17時00分
- ・会 場：平和堂今津店
- ・内 容：銃剣道体験会、ボッチャ体験会、オリジナル缶バッジ作成コーナー、啓発品配布、キャッフィーによる啓発（予定）

○開催700日前イベント

- ・日 時：令和5年11月12日（日）13時30分～16時30分
- ・会 場：今津総合運動公園サンルーフ今津
- ・内 容：びわこ成蹊スポーツ大学主催「びわスポキッズフェスティバル」と同時開催予定

本市開催国スポーツ競技体験会、ボッチャ体験会、オリジナル缶バッジ作成コーナー、啓発品配布、キャッフィー・チャッフィーによる啓発（予定）

○開催600日前イベント

- ・日 時：令和6年2月（予定）
- ・会 場：市内店舗
- ・内 容：オリジナル缶バッジ作成コーナー、啓発品配布、キャッフィーによる啓発（予定）

わたSHIGA輝く国スポ・障スポリハーサル大会について

■開催趣旨

リハーサル大会は、本大会の開催に備え、本市で開催する競技会の運営能力の向上と市民の気運醸成を図るため、県、競技団体および関係機関等と協力して開催いたします。

■国民スポーツ大会

競技	競技会場	大会名	開催日程	開催形式
ウエイトリフティング	県立安曇川高等学校体育館	内閣総理大臣杯全日本社会人ウエイトリフティング選手権大会 レディースカップ全日本女子選抜ウエイトリフティング選手権大会	令和6年11月20日（水） ～24日（日）	単独開催
ソフトボール	高島市今津総合運動公園 第1グラウンド	全日本総合女子ソフトボール選手権大会	令和6年9月14日（土） ～16日（月祝） （高島市9/14・15）	共同開催 （東近江市・草津市・守山市）
銃剣道	新旭体育館	わたSHIGA輝く国スポ銃剣道競技リハーサル大会	令和6年9月8日（日）	単独開催
高等学校野球（軟式）	高島市今津総合運動公園 今津スタジアム	秋季近畿地区高等学校軟式野球大会	令和6年11月9日（土） ～16日（土） （高島市11/9・10）	共同開催 （甲賀市）

■全国障害者スポーツ大会

競技	競技会場	大会名	開催日程	開催形式
ソフトボール	高島市今津総合運動公園 第1グラウンド・第2グラウンド	全国障害者スポーツ大会近畿地区ブロック予選会	令和7年5月24日（土） ～25日（日） （高島市5/25予定）	単独開催

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

(目的)

第 2 条 実行委員会は、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会において、本市で開催される競技会(以下「競技会」という。)の円滑な運営に関し、必要な事務および事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 競技会の開催に必要な方針および計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設および設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催および準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体および関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第 2 章 組織

(組織)

第 4 条 実行委員会は、会長および委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 高島市を代表する者
- (2) 高島市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体および関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第 5 条 実行委員会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 5 名以内
- (3) 常任委員 5 0 名以内
- (4) 監事 2 名

(役員の選任)

第 6 条 会長は、高島市長をもって充てる。

2 副会長および常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。ただし、会長が代表者である法人その他の団体との契約その他の法律行為（民事上のものに限る。）については、あらかじめ会長が定めた副会長が実行委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員および役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体または機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問および参与)

第9条 実行委員会に、顧問および参与を置くことができる。

2 顧問および参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問および参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長および委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定および改廃に関すること。

- (3) 事業計画および事業報告に関すること。
 - (4) 予算および決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、総会に出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて監事、顧問および参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長および常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充て、副委員長は、副会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置ならびに専門委員会への付託および委任に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他、委員長が必要と認める事項に関すること。
- 7 前条第5項、第6項および第8項の規定は、常任委員会について準用する。
- 8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項および次条第2項の規定により専門委員会から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告するものとする。
- 4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会および常任委員会(以下「総会等」という。)を招集するいとまがないとき、または総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金およびその他の収入をもって充てる。

(予算および決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、高島市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この会則は、令和3年11月11日から施行する。

付 則

1 この会則は、令和4年8月17日から施行する。

- 2 この会則の施行の際、現に第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会高島市準備委員会の委員、役員、顧問、参与または専門委員である者は、それぞれ、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会の委員、役員、顧問、参与または専門委員に委嘱されたものとする。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会高島市準備委員会の方針、計画および関係諸規程中「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会」とあるものは、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」と読み替え、「準備委員会」とあるものは、「実行委員会」と読み替えるものとする。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会会則（令和 4 年 8 月 17 日施行）第 13 条第 4 項の規定に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第 2 条 専門委員会の名称ならびにわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会常任委員会からの付託事項および委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 専門委員会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1 人
- (2) 副委員長 1 人

(役員の選任)

第 4 条 委員長および副委員長は、専門委員のうちからわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員の職務)

第 5 条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 専門委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、専門委員の過半数の出席がなければ、開会することができない。ただし、会議に出席できない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、会議に出席したものとみなす。
- 3 会議の議事は、出席専門委員（代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を専門委員会の議決に代えることができる。

(専門部会)

第 7 条 委員長は、必要に応じ、専門委員会に専門部会を置き、委任事項について、調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱する。

3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会および専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長および部会長が別に定める。

付 則

この規程は、令和4年2月15日から施行する。

付 則

この規程は、令和4年8月17日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民協働に関すること。 5 観光および接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典 専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事および衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通 専門委員会	1 輸送および交通に関すること。 2 警備および消防に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市観光接伴基本計画

1 目的

第 7 9 回国民スポーツ大会・第 2 4 回全国障害者スポーツ大会「わた S H I G A 輝く国スポ・障スポ」（以下「両大会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者および一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の観光・接伴については、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市開催推進総合計画」に基づき、本市を訪れる方々を温かくお迎えするとともに、本市の多彩な魅力を紹介し、もう一度訪れていただける心のこもったおもてなしを提供する。

2 内容

(1) 歓迎装飾の実施

大会参加者等を温かくお迎えするとともに、両大会の開催気運や歓迎ムードを高めるため、競技会場や主要駅、その他必要な場所に歓迎装飾を行う。

(2) 案内所の設置

大会参加者等の利便性を向上するため、競技会場、主要駅、その他必要な場所に案内所を設置し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の案内を行う。

(3) 休憩所の設置

大会参加者等が憩いの場、交流の場として利用するため、競技会場に休憩所を設置する。

(4) 売店等の設置

大会参加者等の利便性を向上するとともに、本市の物産品等の紹介および販売を促進するため、競技会場に売店等を設置する。

(5) 接遇意識の高揚

大会参加者等が、もう一度本市を訪れていただけるような心のこもったおもてなしを提供できるよう、関係機関および団体等の協力を得て、接遇意識の高揚に努める。

3 その他

上記における観光接伴については、「第 7 9 回国民スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」および「第 2 4 回全国障害者スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」に基づき実施する。

平成 25 年(2013 年)10 月 31 日
第 1 回 常 任 委 員 会 決 定
〔令和元年(2019 年)5 月 17 日〕
第 7 回 総 会 一 部 改 正

第 79 回国民スポーツ大会 県および会場地市町の 業務分担・経費負担基本方針

第79回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）の開催にあたり、県および会場地市町は、次の基本方針に基づき業務を分担し、経費を負担するものとする。

1 県が担当する業務と負担する経費

- (1) 全県的な業務推進の基本となる計画の策定および当該計画の実施ならびに推進に必要な総合調整、連絡および指導に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (2) 開・閉会式の実施、大会実施本部の運営等、全県的かつ総合的な大会の準備および運営に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (3) 競技会場および練習会場となる県有の施設・設備の整備に関する業務を担当し、経費を負担する。

2 会場地市町が担当する業務と負担する経費

- (1) 競技会の会場地として必要な業務に係る計画の策定および当該計画の実施ならびに推進に必要な調査、連絡および調整に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (2) 競技会の表彰式の実施、競技会実施本部の運営等、競技会実施の準備および運営に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (3) 競技会場および練習会場となる市町有の施設・設備の整備に関する業務を担当し、経費を負担する。

3 業務分担・経費負担の細目

県ならびに会場地市町の業務分担および経費負担の細目については、別に定める。

平成 30 年(2018 年)5 月 21 日
第 6 回 常 任 委 員 会 決 定
〔令和元年(2019 年)5 月 17 日
第 7 回 総 会 一 部 改 正〕

第 79 回国民スポーツ大会 県および会場地市町の業務分担・経費負担細目

第 79 回国民スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針に基づき、業務分担・経費負担の細目の考え方を次のとおり定める。

- 1 県および会場地市町の業務分担の細目は、別表のとおりとする。
- 2 県および会場地市町の業務分担の細目における業務の実施にあたっては、県と会場地市町は相互に、適宜、必要な情報共有および協力を行うとともに、県は会場地市町に対し、必要な助言を行うこととする。
- 3 県および会場地市町の経費負担の細目は、それぞれ業務分担の細目に係る業務に必要な経費とする。
- 4 この細目に定めのない事項で必要なものについては、県と会場地市町が協議の上、決定する。

別表

1 総務企画

(1) 総務関係

項 目	県	会 場 地 市 町
1 総合計画	1 開催基本方針の決定 2 開催準備総合計画の策定 3 開催基本構想の策定	1 会場地市町における開催準備計画の策定
2 準備（実行）委員会	1 県準備（実行）委員会の設置および運営 2 県準備（実行）委員会事務局の運営	1 会場地市町準備（実行）委員会の設置および運営 2 会場地市町準備（実行）委員会事務局の運営
3 会場地選定	1 会場地市町選定基本方針の決定 2 会場地市町選定基準の作成 3 開・閉会式会場および会場地市町の選定	1 競技会場および練習会場等の調査
4 実施本部	1 大会実施本部の設置および運営	1 競技会実施本部の設置および運営
5 文部科学省、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）、中央競技団体等との連絡調整	1 文部科学省、日本スポーツ協会および中央競技団体等との連絡調整 2 中央競技団体正規視察の連絡調整 3 文部科学省・日本スポーツ協会総合視察の連絡調整 4 日本スポーツ協会に対する承認事項の協議および報告事項の調整	1 関係中央競技団体との連絡調整 2 関係中央競技団体正規視察に対する資料作成および対応 3 文部科学省・日本スポーツ協会総合視察に対する資料作成および対応
6 県内関係機関・団体等との連絡調整	1 市町との連絡調整 2 県スポーツ協会および県競技団体との連絡調整	1 県との連絡調整 2 市町体育（スポーツ）協会および関係県競技団体との連絡調整 3 関係会場地市町との連絡調整
7 関係機関・団体等に対する協力要請	1 関係機関・団体等に対する協力要請計画の策定および連絡調整 2 関係機関・団体等への協力要請	1 会場地市町における関係機関・団体等に対する協力要請および連絡調整
8 大会役員等	1 大会役員および競技会役員の編成基準の作成 2 大会役員、大会係員および大会補助員の編成および委嘱 3 大会役員、大会係員および大会補助員の委嘱状、案内状、礼状等の作成および配付 4 大会係員等の必携の作成および配付	1 競技会役員の編成および委嘱 2 競技会役員の委嘱状、案内状、礼状等の作成および配付
9 招待者等	1 大会招待者および競技会招待者の範囲の決定 2 大会招待者名簿の作成 3 招待券および視察員証の発行 4 大会招待者の招待および接遇	1 競技会招待者の範囲案の作成 2 競技会招待者名簿の作成 3 会場地市町関係招待券の配付 4 競技会招待者の招待および接遇
10 参加章等	1 参加章、記念章等の意匠決定および取扱要領の作成 2 参加章、記念章、視察員章および報道員章の作成および配付	1 競技会関係者に対する参加章等の配付 2 競技会記念章等の作成および配付
11 服飾	1 大会役員、大会係員、大会補助員および報道員の服飾の調製および配付 2 開・閉会式に参加する競技会役員の服飾の調製および配付	1 競技会役員、競技会係員および競技会補助員の服飾の調製および配付 2 競技会役員および競技会補助員の服飾の調製ならびに配付
12 報告書等	1 県準備概要等の作成および配付	1 市町準備概要の作成および配付

	2 大会報告書の作成および配付	2 競技会報告書の作成および配付 3 大会報告書の作成資料の提供および協力
13 開催申請	1 開催申請書の作成および提出	1 開催申請書の作成協力
14 各種全国会議	1 全国代表者会議、総監督会議および全国報道者会議等の開催	1 競技別監督会議の開催
15 自衛隊協力要請等	1 自衛隊等協力要請計画の策定 2 自衛隊等との協議および協力協定の締結	1 自衛隊協力に対する業務計画の策定 2 競技会の自衛隊協力の受入れ

(2) 財務関係

項 目	県	会 場 地 市 町
1 予算編成等	1 大会関係予算の編成、執行および決算 2 大会開催に関する予算の編成および決算	1 会場地市町における国体予算の編成、執行および決算 2 大会開催に関する予算編成の協力
2 募金・企業協賛	1 募金・企業協賛推進要綱の決定および計画の策定 2 募金・企業協賛の推進	1 県が実施する募金・企業協賛への協力
3 入場料・入場券	1 開・閉会式および競技会入場料金の決定 2 開・閉会式入場券の作成および販売 3 競技会入場券販売の協力	1 競技会入場料金案の作成 2 競技会入場券の作成および販売 3 開・閉会式入場券販売の協力
4 プログラム販売	1 総合プログラムの販売	1 競技別プログラムの販売
5 売店	1 売店設置要項の作成 2 開・閉会式会場地内の売店設置に関する指導および規制	1 競技会場地内の売店設置に関する指導および規制
6 標章等	1 標章等の使用規程の作成 2 標章等の使用許可申請の受付および許可	1 標章等の使用許可申請に関する指導

(3) 文化プログラム関係

項 目	県	会 場 地 市 町
1 文化プログラム	1 文化プログラム基本方針の決定および実施計画の策定 2 文化プログラム実施事業の選定 3 県における文化プログラム事業の企画および実施 4 広報リーフレット、ポスターの作成および配布	1 会場地市町における文化プログラム実施計画の策定 2 会場地市町における文化プログラム事業の企画および実施

(4) 行幸啓関係

項 目	県	会 場 地 市 町
1 行幸啓	1 行幸啓本部の設置および運営 2 行幸啓計画の策定 3 接伴計画の策定および接伴の実施 4 御泊所、御休憩所、御座所等の整備 5 宮内庁、日本スポーツ協会および市町等関係機関との連絡調整 6 行幸啓記録の編纂 7 警衛基本方針の決定および計画等の策定 8 警衛本部の設置および運営	1 行幸啓計画策定資料の提出 2 会場地市町における接伴計画の策定および接伴の実施 3 会場地市町における御休憩所、御座所等の整備

(5) 歓迎・案内関係

項 目	県	会 場 地 市 町
1 接伴・接遇	1 総合案内基本方針の決定 2 開・閉会式における大会役員、選手団、視察員等に対する接伴計画の策定および実施 3 総合案内所および開・閉会式会場における休憩所の設置および運営 4 接伴員の引きの作成および配付 5 開・閉会式における接伴員および案内係員の編成および研修会の実施	1 会場地市町における競技会役員、選手団、視察員等に対する接伴計画の策定および実施 2 総合案内所および開・閉会式会場における休憩所の運営の協力 3 会場地市町における案内所・休憩所の設置および運営 4 会場地市町における接伴員および案内係員の編成および研修会の実施
2 歓迎装飾	1 歓迎装飾基本計画の策定 2 開・閉会式会場内外の歓迎装飾の設置等	1 会場地市町における歓迎装飾の設置等
3 観光紹介等	1 県内観光地および物産等の紹介 2 観光ガイドブック等の作成および配布 3 特産品、土産品の紹介および販売指導	1 会場地市町における観光地および物産等の紹介 2 会場地市町の観光ガイドブック等の作成および配布 3 会場地市町の特産品、土産品の紹介および販売指導
4 資料袋	1 資料袋の作成および配付	1 会場地市町における資料袋の配付

2 施設整備

(1) 施設関係

項 目	県	会 場 地 市 町
1 競技施設等	1 競技施設基準の策定 2 競技会場および練習会場の選定 3 競技施設整備計画の策定 4 競技会場および練習会場となる県有施設の整備計画の策定および整備 5 開・閉会式会場の仮設施設の整備	1 競技会場および練習会場となる市町有施設の整備計画の策定および整備 2 競技会場および練習会場の仮設施設の整備 3 競技会場および練習会場となる民間施設等との連絡調整
2 駐車場	1 開・閉会式のための駐車場の確保 2 競技会のための駐車場の確保の協力	1 競技会のための駐車場の確保 2 開・閉会式のための駐車場の確保の協力
3 施設概要	1 施設概要の作成および配付	1 施設概要の作成資料の提供
4 会場管理	1 開・閉会式会場管理業務基本方針の決定および計画の策定 2 開・閉会式会場内外の装飾、案内標識等の設置および環境整備 3 開・閉会式会場の運営および管理 4 開・閉会式会場美化計画の策定および実施	1 競技会場管理計画の策定 2 競技会場内外の装飾、案内標識等の設置および環境整備 3 競技会場の運営および管理 4 競技会場美化計画の策定および実施

(2) 情報通信関係

項 目	県	会 場 地 市 町
1 情報通信計画	1 情報通信基本方針の決定および計画の策定 2 情報通信関係機関との連絡調整	1 会場地市町における情報通信計画の策定
2 情報通信施設の架設・運営	1 開・閉会式に必要な情報通信施設架設計画の策定 2 開・閉会式に必要な情報通信施設の架設および運営	1 会場地市町における情報通信施設架設計画の策定 2 会場地市町における情報通信施設の架設および運営

	3 県記録本部と競技会場間の情報通信施設の架設および運営	
	4 総合案内所の情報通信施設の架設および運営	

3 競技運営

項 目	県	会 場 地 市 町
1 実施要項等	1 大会実施要項の作成および配付	1 競技別実施要項の作成および配付
2 参加申込	1 参加申込書の作成および配付 2 参加申込書の受付、整理および会場地市町との連絡調整	1 競技別参加申込書の受付、整理および県との連絡調整
3 競技運営	1 競技運営基本方針の決定 2 競技運営の総括、連絡調整	1 競技運営計画の策定 2 競技の運営
4 競技役員等	1 競技役員等編成基本方針の決定 2 競技役員等養成基本方針の決定および計画の策定 3 競技役員および競技補助員の編成および養成 4 県外競技役員数の決定および旅費基準の作成	1 競技役員および競技補助員の編成原案の作成 2 競技役員および競技補助員の養成への協力 3 競技会係員および競技会補助員の編成および養成 4 競技役員、競技補助員、競技会係員および競技会補助員の委嘱状、礼状等の作成および配付 5 競技役員等の必携の作成および配付
5 プログラム	1 総合プログラム・競技別プログラム編成方針の決定 2 総合プログラムの作成および配付 3 競技別日程表および競技組合せ一覧表の作成および配付	1 競技別プログラムの作成および配付 2 総合プログラム、競技別日程表および競技組合せ一覧表の作成協力
6 競技記録	1 競技記録本部の設置および運営 2 記録業務基本方針の決定および計画の策定 3 競技記録の収集連絡計画の策定 4 競技記録の収集・整理および発表 5 記録本部員および補助員の編成および養成	1 競技記録本部への情報通信体制の整備 2 競技別記録の収集および速報 3 会場地市町における記録係員、補助員の編成および養成 4 記録係員必携の作成
7 総合成績	1 総合成績の得点計算および順位決定 2 総合成績計算係員および補助員の養成	1 競技別成績の得点計算および順位決定ならびに競技記録本部への報告 2 競技別成績計算係員および補助員の養成
8 表彰状等	1 総合成績に係る表彰状の作成および交付 2 競技別表彰状および賞状の作成および配付	1 競技別表彰状および賞状の筆耕および交付
9 競技別リハーサル大会	1 競技別リハーサル大会開催基準要項の作成	1 競技別リハーサル大会実施計画の策定 2 競技別リハーサル大会の実施
10 公開競技	1 公開競技実施基本方針の決定 2 公開競技の選定 3 公開競技開催申請書の提出	1 公開競技の実施
11 デモンストレーションスポーツ	1 デモンストレーションスポーツ実施基本方針の決定 2 デモンストレーションスポーツの選定 3 デモンストレーションスポーツ実施申請書の提出	1 デモンストレーションスポーツの実施計画の策定 2 デモンストレーションスポーツの実施
12 競技用具等	1 競技用具整備基本方針の決定および計画の策定 2 競技用具の規格、数量調査および基礎調査の実施 3 競技会場および練習会場となる県有施設の競技	1 会場地市町における競技用具整備計画等の策定 2 競技用具の基礎調査に関する協力 3 競技会場および練習会場となる市町有施設の競技用品の整備

	用備品の整備	4 競技会場および練習会場となる施設の競技用消耗品、運営用備品および運営用消耗品の整備
--	--------	---

4 広報・県民運動

(1) 広報関係

項 目	県	会 場 地 市 町
1 広報活動	1 広報基本方針の決定および計画の策定 2 大会受称、スローガン、マスコット等の決定および普及 3 ポスター、ガイドブック、広報誌等各種広報媒体物の作成および管理 4 広告塔等宣伝工作物の設置および管理 5 インターネット、新聞、テレビ、ラジオ等による広報の実施 6 イメージソング等の制定および普及	1 会場地市町における広報計画の策定 2 県発行各種広報媒体物の配布協力 3 会場地市町における各種広報媒体物の作成および管理 4 会場地市町における各種宣伝工作物の設置および管理 5 会場地市町におけるインターネット、新聞、テレビ、ラジオ等による広報の実施 6 イメージソング等の普及
2 報道対応	1 報道機関との連絡調整 2 開・閉会式等における報道機関の取材活動に対する協力 3 報道員ハンドブックの作成および配付 4 航空規制計画の策定および実施 5 報道本部の設置および運営	1 会場地市町における報道機関との連絡調整 2 会場地市町における報道機関の取材活動に対する協力
3 記録映像等	1 記録映像等の作成および管理 2 大会記録写真の撮影および記録写真集の製作	1 競技等記録映像撮影および撮影の協力 2 競技会記録写真の撮影 3 記録写真集製作の協力
4 記念行事	1 県記念行事の計画策定および実施	1 会場地市町における記念行事の計画策定および実施

(2) 県民運動関係

項 目	県	会 場 地 市 町
1 県民運動	1 県民運動基本方針の決定および計画の策定 2 全県的な県民運動の推進 3 県民運動推進のための各種媒体物の作成および配布 4 県民運動実践団体との連携	1 会場地市町における県民運動推進計画の策定 2 会場地市町における県民運動の推進 3 会場地市町における県民運動推進のための各種媒体物の作成および配布 4 会場地市町における県民運動実践団体との連携
2 ボランティア	1 開・閉会式等の運営に係るボランティアの募集および養成	1 競技会等の運営に係るボランティアの募集および養成

5 式典

項 目	県	会 場 地 市 町
1 開・閉会式等	1 式典基本方針の決定および計画の策定 2 式典基本構想の策定 3 開・閉会式運営要項の作成 4 開・閉会式進行計画の策定 5 係員編成計画の策定および係員の編成 6 開・閉会式の実施 7 炬火イベント基本方針の決定	1 競技会表彰式実施要領の作成および実施 2 競技会表彰式進行計画の策定 3 開・閉会式の実施協力 4 会場地市町における炬火イベントの実施

	8 炬火イベントの実施	
2 式典演技	1 開・閉会式における式典演技基本計画の策定および実施要項の作成ならびに実施 2 式典演技出演者の編成および養成 3 式典演技の用具等の整備および服飾等の調製	1 開・閉会式における式典演技の実施の協力 2 式典演技出演者の編成および養成への協力
3 式典音楽	1 開・閉会式における式典音楽基本計画の策定および実施要項の作成ならびに実施 2 式典音楽指導者の養成 3 開・閉会式における式典音楽隊および合唱隊の編成および養成 4 開・閉会式における式典音楽隊の楽器の整備および服飾等の調製	1 競技会表彰式における式典音楽計画の策定および式典演奏の実施 2 競技会表彰式における式典音楽隊の編成および養成 3 競技会表彰式における式典音楽隊の楽器の整備および服飾等の調製 4 開・閉会式における式典音楽隊の楽器の整備に関する協力
4 式典放送	1 開・閉会式における式典放送計画の策定および実施 2 開・閉会式会場内の臨時放送施設の整備 3 開・閉会式式典アナウンサー等放送係員の選定および養成	1 競技会場内放送計画の策定および実施 2 競技会場内の臨時放送施設の整備 3 会場地市町におけるアナウンサー等放送係員の選定および養成

6 宿泊・衛生

(1) 宿泊関係

項 目	県	会 場 地 市 町
1 宿泊施設等実態調査	1 宿泊施設等実態調査の実施 2 県内宿泊施設台帳の作成	1 会場地市町における宿泊施設等実態調査の実施および作成 2 会場地市町における宿泊施設台帳の作成
2 宿泊・配宿計画等	1 宿泊基本方針の決定および計画の策定 2 総合配宿計画の策定および広域配宿に関する連絡調整 3 宿泊料金等の決定および協定の締結 4 宿泊要項の作成 5 県内各宿泊施設名簿の作成および配付 6 宿泊本部の設置および運営	1 会場地市町における配宿計画の策定 2 広域配宿の実施および引き受け市町との連絡調整 3 配宿の実施 4 会場地市町における配宿施設名簿の作成
3 宿泊指導等	1 宿泊施設等の改善（バリアフリー対策を含む）の指導および連絡調整	1 会場地市町における宿泊施設等の改善（バリアフリー対策を含む）の指導 2 会場地市町における宿舎案内図、標識、表示板、料金表等の作成および配付
4 民泊	1 民泊基本計画の策定	1 会場地市町における民泊計画の策定 2 会場地市町における民泊協力者の調査および連絡調整 3 民泊協力者の決定および指導
5 標準献立	1 標準献立作成方針の決定 2 標準献立表の作成および指導 3 標準献立普及講習会の開催	1 会場地市町における標準献立普及地区講習会の開催
6 国スポ弁当	1 弁当調達計画の策定 2 開・閉会式における弁当の調達および輸送 3 国スポ弁当調理講習会の開催	1 会場地市町における弁当調達計画の策定 2 会場地市町における弁当の調達および輸送
7 宿泊申込	1 宿泊申込書の受理、整理および連絡調整	1 会場地市町における宿泊施設との連絡調整

(2) 衛生関係

項 目	県	会 場 地 市 町
1 医事衛生	1 医事衛生基本方針の決定および計画の策定	1 会場地市町における医事衛生計画の策定
2 医療救護	1 医療救護実施要項等の作成 2 医療機関との連絡調整 3 救護本部の設置および運営 4 開・閉会式における救護所等の設置および救急車の配置ならびに救護の実施	1 会場地市町における医療救護計画等の策定 2 会場地市町における医療機関との連絡調整 3 競技会場、練習会場における救護所の設置および救急車の配置ならびに救護の実施
3 食品衛生	1 食品衛生対策要項の作成 2 食品衛生の監視指導 3 食品衛生講習会の開催 4 食品衛生に関する普及・啓発	1 会場地市町における食品衛生の監視指導の協力 2 会場地市町における食品衛生地区講習会の開催 3 会場地市町における食品衛生に関する普及・啓発
4 環境衛生	1 環境衛生対策要項の作成 2 環境衛生関係営業施設の整備指導 3 清掃パトロール計画の策定 4 環境衛生に関する普及・啓発	1 会場地市町における環境衛生関係営業施設の整備指導の協力 2 清掃パトロールの実施 3 会場地市町における環境衛生に関する普及・啓発
5 予防・防疫	1 防疫対策要項の作成 2 宿泊施設および食品営業関係者等の健康診断の実施 3 予防・防疫の監視指導 4 予防・防疫に関する普及・啓発	1 会場地市町における宿泊施設および食品営業関係者等の健康診断実施 2 会場地市町における予防・防疫の監視指導 3 会場地市町における予防・防疫に関する普及・啓発
6 馬事衛生	1 馬事衛生対策要項の作成 2 馬事衛生対策の実施	1 馬事衛生対策の実施
7 環境保全	1 廃棄物減量化・リサイクル計画の策定および実施	1 会場地市町における廃棄物減量化・リサイクル計画の策定および実施

7 輸送・交通

項 目	県	会 場 地 市 町
1 輸送計画	1 輸送交通基本方針の決定および計画の策定 2 全国輸送計画の策定 3 開・閉会式輸送計画の策定 4 輸送機関との連絡調整	1 会場地市町における輸送計画の策定 2 会場地市町における輸送機関との連絡調整
2 大会参加者等輸送	1 輸送本部の設置および運営 2 開・閉会式における大会参加者等の輸送 3 開・閉会式における輸送交通の案内	1 会場地市町における大会参加者等の輸送 2 会場地市町における輸送交通の案内
3 配車・車両借上げ等	1 開・閉会式配車計画の策定 2 車両の借上げ、輪旋および配車	1 会場地市町における配車計画の策定 2 会場地市町における車両の借上げ、輪旋および配車
4 輸送サービス等	1 輸送関係機関との交通料金の協力締結 2 輸送関係機関従業員接遇講習会の開催	1 輸送関係機関従業員接遇地区講習会の開催
5 駐車場管理	1 開・閉会式における駐車場の管理および運営 2 開・閉会式における駐車ステッカーの作成および配付	1 会場地市町における駐車場の管理および運営 2 会場地市町における駐車ステッカーの作成および配付
6 交通計画・交通規制	1 輸送交通基本方針の決定および計画の策定（再掲） 2 開・閉会式における交通案内図の作成および配布	1 会場地市町における交通計画の策定 2 会場地市町における交通案内図の作成および配布 3 会場地市町における交通案内標識等の設置

	3 開・閉会式における交通案内標識等の設置 4 開・閉会式における交通規制および交通整理の実施	4 会場地市町における交通整理の実施
--	--	--------------------

8 警備・消防

項 目	県	会 場 地 市 町
1 警備	1 警備基本方針の決定および計画の策定 2 警備本部の設置および運営 3 開・閉会式における警備の実施 4 警備用装備資材の整備	1 会場地市町における警備計画の策定 2 競技会場等における警備の実施 3 会場地市町における警備上必要な資材の整備
2 消防防災	1 消防防災基本方針の決定および計画の策定 2 消防防災本部の設置および運営 3 開・閉会式における消防防災の実施	1 会場地市町における消防防災計画の策定 2 会場地市町における消防防災の実施

注) 県、会場地市町の業務の項目および内容については、業務の進捗状況に応じて、適宜修正を加えるものとする。

平成 30 年(2018 年) 5 月 21 日
第 6 回 常 任 委 員 会 決 定
令和元年(2019 年) 5 月 17 日
第 7 回 総 会 一 部 改 正

第24回全国障害者スポーツ大会 県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針

第24回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の開催にあたり、県および会場地市町は、次の基本方針に基づき業務を分担し、経費を負担するものとする。

1 業務分担

(1) 県が担当する業務

障スポの実施に係る業務で会場地市町が担当する業務以外のもの

(2) 会場地市町が担当する業務

- ① 競技会の運営に関する業務
- ② 会場地として必要な準備および協力等に関する業務
- ③ 競技会場および練習会場となる市町立施設・設備の整備に関する業務

(3) 県と会場地市町の業務分担の主な内容は、別表 1 のとおりとする。

2 経費負担

(1) 県が負担する経費

障スポの実施に係る経費で会場地市町が負担する経費以外のもの

(2) 会場地市町が負担する経費

- ① 競技会および競技会実施本部の運営に係る人件費および事務費
- ② 会場地市町が独自で行う事業に要する経費

(3) 県と会場地市町の経費負担の主な内容は、別表 2 のとおりとする。

3 その他

この方針に定めのない事項で必要なものについては、県と会場地市町が協議の上、決定する。

別表 1

区 分	主な内容	県	市町
総務企画	開催準備計画の策定(県…全般・市町…競技会)	○	○
	大会実施本部の設置・運営(係員の編成・養成を含む。)	○	
	競技会実施本部の設置・運営(係員の編成・養成を含む。)		○
	大会実施本部員等必携の作成	○	
	競技会実施本部員等必携の作成		○
	実施本部員、各種ボランティア等の服飾の整備	○	
	行啓・お成り	○	
	会場地市町における観光地および物産等の紹介		任意
	案内、物品貸与、湯茶接待等の各種サービス施設の設置	○	
	案内、物品貸与、湯茶接待等の各種サービス施設の運営・管理		○
施設整備	競技会場の仮設施設の整備、会場設営	○	
	競技会場の管理・清掃美化		○
競技運営	競技実施要項の策定	○	
	競技別実施要領の策定	○	
	競技別プログラムの作成	○	
	競技会の運営(開始式・表彰式・競技記録の報告を含む。)		○
	競技用具の整備	○	
	競技役員等の養成および編成	○	
広報・ 県民運動	各種広報媒体物・行事等における大会PR	○	○
	県民運動の推進	○	
	市町における県民運動の推進		○
	各種ボランティアの募集・養成・登録	○	協力
	競技会場におけるボランティアの確保	○	
	競技会場におけるボランティアへの指示・調整		○
宿泊・衛生	配宿計画の作成および配宿の実施	○	
	弁当の調達・斡旋	○	協力
	弁当引換所の運営・管理		○
	医療救護計画の策定	○	
	救護所等の運営・管理		○
輸送・交通	輸送計画の策定	○	
	輸送の実施、駐車場の確保	○	協力
	駐車場の管理・運営、交通整理の実施		○
警備・消防	消防防災計画・警備計画の策定	○	
	消防防災・警備の実施		○

別表 2

区 分	主な内容	県	市町	備 考
総務企画	大会従事者の保険	○		
	大会招待者に対する招待状の発送	○		市町独自招待分は市町負担
	IDカードの作成	○		
	実施本部員、各種ボランティア、 大会関係者の服飾	○		
	式典の企画・運営	○		
	行啓・お成り	○		
	案内所の設置(看板・ブース等)	○		
施設整備	競技会場の仮設施設の整備、会場設営	○		
	会場使用料	○		
	トイレ・スロープ等仮設物の設置	○		市町の判断で常設設備または、 市町独自の仮設設備(装飾等) の整備を行う場合は市町負担
	音響設備、通信機器等の配備	○		
	会場装飾、看板、サイン表示 等	○		
競技運営	競技会実施本部員の旅費		○	先催県視察、宿泊も含む
	競技会実施本部員の時間外勤務手当		○	
	競技会実施本部員業務必携の作成・印刷		○	
	実施本部の備品	○		コピー機、ファクシミリ等
	上記以外の備品および消耗品		○	筆記用具等
	競技運営(競技運営主管団体への委託)	○		
	競技役員等の養成・編成	○		
	競技用具の整備	○		国スポと調整・連携
	表彰物品の作成	○		大会メダル等
	プログラムの印刷	○		市町独自プログラムを作成する 場合は市町負担
	市町が出演依頼する開始式出演団体の旅費 等		○	内容については競技団体等と の調整が必要
広報・ 県民運動	印刷物・広報物品等の作成	○		市町独自作成分は市町負担
	広報イベントの開催	○		市町独自実施分は市町負担
	ボランティアの募集・養成(パンフレット作成、 研修等)	○		市町独自実施分は市町負担
	ボランティアの保険・弁当	○		
宿泊・衛生	選手団等の配宿	○		
	救護所の設置	○		
輸送・交通	計画バス等の運行	○		